

事業所税の手引

2024/02/01

前橋市役所

財務部 市民税課

はじめに

日頃から、本市の税務業務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

事業所税につきまして、課税の内容についてのご理解と、申告に際しての参考としていただくために、「事業所税の手引」を作成いたしました。

事業所税は、都市環境の整備に充てる財源の確保を図るための目的税です。この税は、行政サービスと事業活動との間にある受益関係に着目し、その事業活動の規模に応じて納税いただくものです。

また、納税にあたっては申告納付制度となっていますので、納税義務者となられる方は、その事業所等の内容を自主申告いただき、算出した税額を納付していただくこととなります。皆様のご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

本書の内容は令和5年4月現在の法令等に基づき作成しています。今後、法令等に改正があった場合には改正後の法令等に基づきお取り扱いくださいますようお願いいたします。

目次

はじめに	1
目次	2
1 事業所税の概要	4
(1) 事業所税の趣旨	4
(2) 事業所税の用途	4
(3) 事業所税の課税団体	4
2 事業所税のしくみ	5
(1) 構成	5
(2) 課税の流れ	6
(3) 課税客体	7
(4) 納税義務者	7
3 課税標準	9
(1) 課税標準の算定期間	9
(2) 資産割	9
(3) 従業者割	12
(4) 税率	14
(5) 免税点	15
(6) 非課税	17
(7) 課税標準の特例	18
(8) 休止施設	19
(9) 前橋市市税条例及び同施行規則による減免	20
4 共同事業及び共同事業とみなされる事業	22
(1) 共同事業(共同事業とみなされる事業を除く)	22
(2) 共同事業とみなされる事業(みなし共同事業)	22
5 事業所税の申告と納付	27
(1) 事業所税額の計算方法	27
(2) 事業所税の申告	27
(3) 事業所等を新設・廃止・異動した場合の申告	28
(4) 事業所等の家屋を貸し付けている方の申告	28
(5) 更正・決定等	28
(6) 加算金	29
(7) 延滞金	29
(8) 個人番号・法人番号の取扱いについて	30
(9) 申告について	30
(10) 申告に必要な書類	31
(11) 申告書作成時のチェックポイント	32
6 別表	33
(1) 非課税対象施設一覧表	33
(2) 課税標準の特例施設一覧表	42
(3) 減免対象施設一覧表	45
7 事業所税の税額計算例	48
(1) 免税点判定	48

(2) 税額計算	49
(3) 申告書記載例	53
8 事業所税のその他の申告書等	72
(1) 従業者給与総額月別内訳明細表	73
(2) 障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書	74
(3) みなし共同事業に係る明細書	75
(4) 事業所税減免申請書	76
(5) 事業所税更正請求書	78
(6) 事業所税 休止施設届出書	79
(7) 事業所等の新設・廃止・異動申告書	80
(8) 事業所家屋の貸付け等申告書	81

1 事業所税の概要

(1) 事業所税の趣旨

事業所税は、人口 30 万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目し、事業を行う事業所等に対して課税される目的税です。

「資産割」と「従業者割」から構成されており、資産割は、事業所等の床面積に応じて負担いただくもので、「従業者割」は、事業所等の従業者に対して支払われた給与総額に応じて負担していただくものです。

このように事業所税は、「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という一定の外形標準を対象に課税となる仕組みをとっています。

(2) 事業所税の使途

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てます。

具体的には以下のものなど、都市行政需要のほとんどの事業が対象となります。

- ① 道路、駐車場等の交通施設の整備
- ② 公園、緑地等の公共空地の整備
- ③ 上下水道、廃棄物処理施設等の整備
- ④ 河川、水路等の整備
- ⑤ 学校、図書館等の教育文化施設の整備
- ⑥ 医療施設及び社会福祉施設の整備
- ⑦ 公害防止や防災等の施設の整備

(3) 事業所税の課税団体

東京都特別区及び地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号で定められた指定都市等において事業を行う法人又は個人が納税義務者です。令和 5 年 12 月 1 日現在の課税団体数は、全国で 77 です。

なお、指定都市等とは次に掲げるものをいいます。

- ① 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市
- ② ①以外の市で、首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有するもの
- ③ ①及び②以外の市で、人口 30 万人以上のもののうち政令で指定するもの

※ 前橋市は、上記③に該当。

2 事業所税のしくみ

(1) 構成

事業所税は、資産割と従業者割によって構成されています。

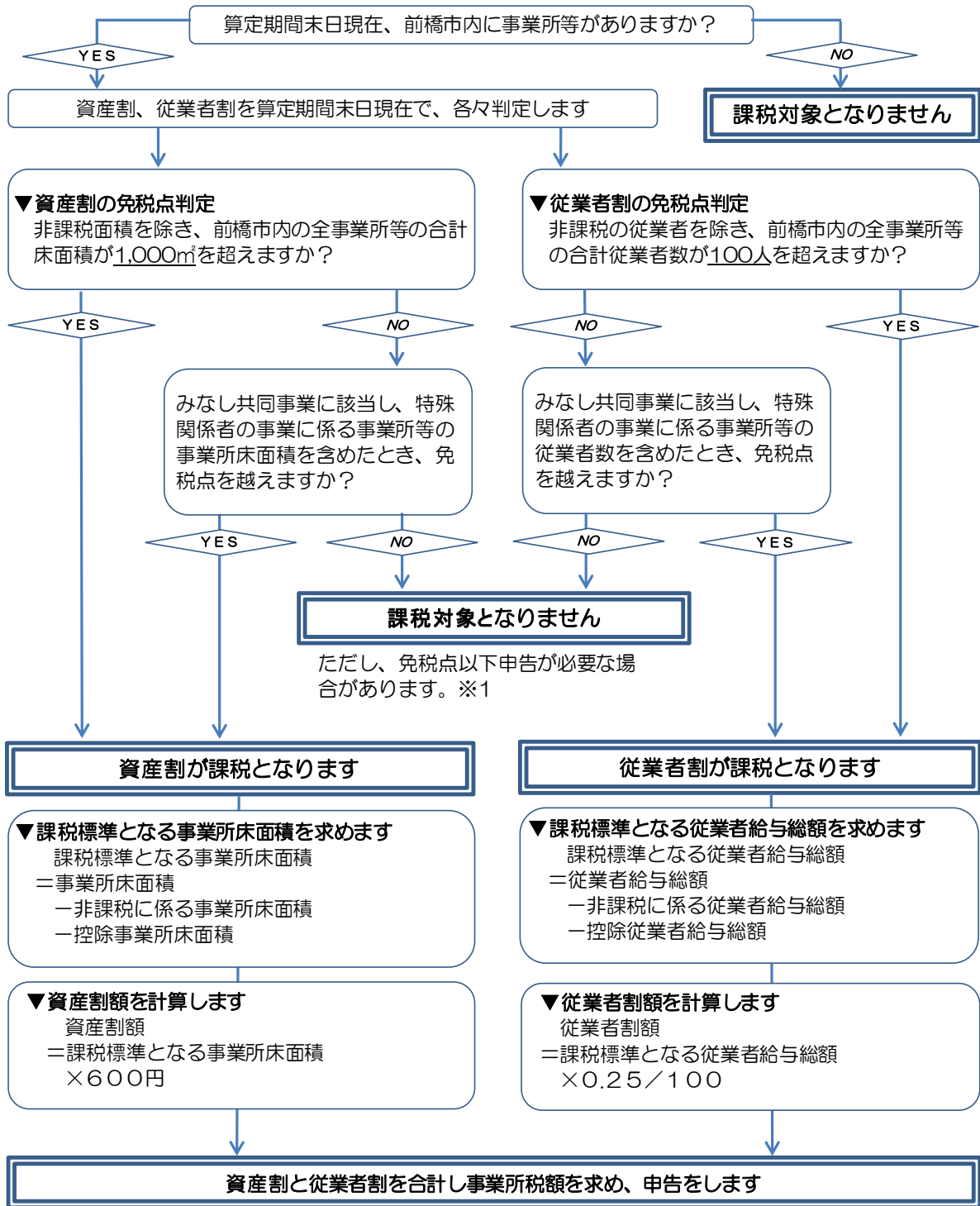
区分		資産割	従業者割
課税客体		前橋市内の事業所等で行う事業	
納税義務者		前橋市内の事業所等で事業を行っている法人又は個人	
課税標準の 算定期間	法人	事業年度	
	個人	1月1日から12月31日	
課税標準		算定期間中に使用した 事業所等家屋の合計床面積	算定期間中に支払われた 従業者給与総額
税率		1㎡につき600円	0.25%
免税点※1		市内の事業所等の合計床面積が 1,000㎡以下 (非課税部分を除く)	市内の事業所等の従業者数が 100人以下 (非課税部分を除く)
申告義務※2		市内の事業所等の合計床面積が 800㎡超	市内の事業所等の従業者数が 80人超
免税点・申告義務の 判定日		課税標準の算定期間末日の現況	
納付方法		申告納付	
申告納付 期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内※3	
	個人	翌年の3月15日まで	

※1 同族会社が同一家屋内で事業を行っている場合、免税点判定に同族会社の事業所床面積及び従業者数を算入することがあります。

※2 免税点以下の場合でも、市内の合計事業所床面積が800㎡又は合計従業者数が80人を超えるときは、前橋市市税条例第125条の23第4項の規定により申告書の提出が必要です。

※3 事業所税には延長制度がありませんのでご注意ください。

(2) 課税の流れ



減免の申請をする方は P20(9) をご覧ください。

※1 免税点以下の場合でも、市内の合計事業所床面積が 800 ㎡又は合計従業者数が 80 人を超えるときは、前橋市市税条例第 125 条の 2 3 第 4 項の規定により申告書の提出が必要です。(P15(5) 免税点をご覧ください)。

(3) 課税客体

事業所税の課税対象は、事業所等において法人又は個人が行う事業です。

◇ 事業所等とは

事業の行われている場所、すなわち、それが自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

(例) 事務所、店舗、工場、倉庫、研修所、材料置場又は屋内駐車場等

事業所等の範囲に含まれないものとしては以下のものがあげられます。

① 居住用家屋

(例) ・社宅
・社員寮

② 事業に継続性がないもの

(例) ・設置期間が2、3か月程度の仮事務所等
・建設業における現場事務所で1年未満のもの

◇ 事業とは

物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、法人、個人又はその他の団体が行う全ての経済活動をいいます。また、事業所等において行う事業とは、事業所等の家屋又は区画内において行われるものに限らず、セールス活動のように区画外で行われるものも含まれます。

(4) 納税義務者

納税義務者は、前橋市内に所在する事業所等において事業を行っている法人又は個人です。この場合、納税義務者の認定にあたっては次の点にご留意ください。

ア 資産割の納税義務者

資産割については事業所床面積が課税標準となることから、所有権の帰属に関わらず、その事業所等の家屋を使用して実際に事業を行っている者が納税義務者となります。

イ 従業者割の納税義務者

従業者割については従業者給与総額が課税標準となることから、従業者に対し給与等を負担している者が納税義務者となります。1つの事業所等において給与等の負担者が異なる従業者が混在している場合は、それぞれ給与等を負担する従業員についてのみ納税義務を負います。

※ 労働関係における支配従属、指揮命令又は給与の支払等を総合的に勘案して判定します。

※ 労働者派遣事業による派遣社員にかかる従業者割は、派遣先ではなく派遣元である人材派遣会社が納税義務者となります。

ウ 実質課税

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上事業を行っていると思われる場合は、当該他の者が納税義務者となります。

エ 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となり

ます。したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分については納税義務者とはなりません。ただし、貸ビル等の貸主は、事業所税の納税義務者へ事業所等を貸し付けている場合、「事業所用家屋の貸付け等申告書」の提出が必要となります。

※ 貸ビル等における納税義務者判定の留意点

① 名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合

貸ビル等の入居者は、一般的に所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、実質上の借主が納税義務者となります。

また、賃貸借契約によらず無償賃貸の場合でも、現に使用している者が納税義務者となります。

② 貸ビル等の所有者又は管理者が、当該貸ビル等内に自身の事業所等を有する場合

所有者又は管理者が使用している部分は、所有者又は管理者が納税義務者となります。

③ 貸ビル等に空室がある場合

空室は現に事業所等の用に供されていないので、課税対象となりません。

オ 共同事業

共同事業である事業に対し課される事業所税については、当該事業を行う者全てが連帯して納税義務を負います。

カ 共同事業とみなされる事業

特殊関係者を有する者の事業と特殊関係者の事業とが同一の家屋で行われている場合には、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。共同事業とみなされる場合は、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります。詳しくは、P22「4 共同事業及び共同事業とみなされる事業」をご参照ください。

キ 清算中の法人

清算中の法人は、その清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

ク 人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。

3 課税標準

課税標準とは、税額を算出するうえで基礎となる額です。課税標準を求める前に、資産割及び従業者割の免税点判定をそれぞれ行ってください。

(1) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間は法人、個人の区分に応じ、次の期間をいいます。ただし、事業の開始又は廃止の際には、開始又は廃止の日を基準とします。

- 法人 事業年度
- 個人 1月1日から12月31日まで

(2) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における前橋市内に所在する各事業所等(事務所・店舗・工場・倉庫等)の合計事業所床面積です。

◇ 事業所床面積とは

事業所用家屋の延べ床面積を指します。人の居住用家屋は含まれません。

◇ 家屋とは

固定資産税における家屋で、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、実際の登記の有無に関わらず、建物登記簿に登録し得る建物です。

ア 床面積の取扱いと端数処理

事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を平方メートルを単位として計算します。なお、端数処理については、1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。

イ 共用部分がある場合の取扱い

2つ以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらにかかる共同の用に供する部分(以下「共用部分」とします。)がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \boxed{\frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

◇ 専用部分とは

専ら事業所等として使用する部分をいいます。

◇ 共用部分とは

専用部分にかかる廊下、階段、エレベーター、機械室、電気室等の共同の用に供する部分をいいます。物理的、構造的に共同で使用し得る部分全てが含まれます。

① 下図におけるAの事業所床面積の計算

A(専用部分)	B(空室)	C(専用部分)
G【廊下(共用部分)】		
D(専用部分)	E(専用部分)	F(専用部分)

この場合において、Aの事業所床面積は以下の式で算出をします。

$$\begin{aligned}
 \text{Aの事業所床面積} &= \text{Aの専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{Aの専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}} \\
 &= \text{A} + \text{G} \times \frac{\text{A}}{\text{A+B+C+D+E+F}}
 \end{aligned}$$

② 下図におけるH・Jの事業所床面積の計算(壁があり行き来ができない場合)

Hの専用部分	壁	I(空室)	Jの専用部分
N【廊下】	壁	O【廊下】	
Kの専用部分	壁	Lの専用部分	Mの専用部分

この場合において、Hの事業所床面積は以下の式で算出をします。

$$\begin{aligned}
 \text{Hの事業所床面積} &= \text{Hの専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{Hの専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}} \\
 &= \text{H} + \text{N} \times \frac{\text{H}}{\text{H+K}}
 \end{aligned}$$

Jの事業所床面積も同様の式で算出をします。

$$\text{Jの事業所床面積} = \text{J} + \text{O} \times \frac{\text{J}}{\text{I+J+L+M}}$$

ウ 課税標準の算定期間の月数が 12 か月に満たない場合の計算

決算期を変更した法人、年の途中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が 12 か月に満たない場合は、次の算式で算定し月割計算を行います。

なお、この場合の月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数が生じたときはこれを 1 か月とします。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{算定期間の月数}}{12}}$$

エ 課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

課税標準の算定期間の中に、1 つの事業所等を新設又は廃止した場合(同一敷地内での新設及び廃止は含まれません。)の課税標準は、次の算式により月割で算定します。

ただし、事業所等の新設の日が課税標準の算定期間の初日である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割の対象とはしません。

◇ 月割計算とは

月割計算は、会社の事業年度内に事務所を設置・廃止したような場合にその事務所の使用期間について適用するものです。支店・営業所等のようにそこで一定単位の事業が行われると認められるものの新設・廃止があった場合に限りです。

1 つの事業所等における拡張・縮小の単なる床面積の異動の場合、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

◇ 属する月とは

通常、その月の 1 日から月末をいいますが、15 日決算であれば 16 日から翌月 15 日までを属する月として取り扱います。

(7) 課税標準の算定期間の中に新設された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(8) 課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止日における事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

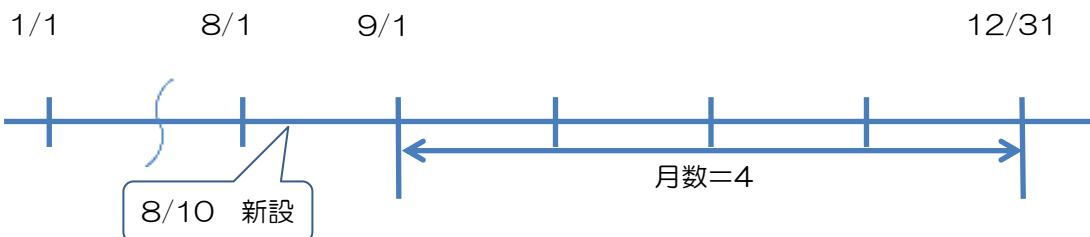
(9) 課税標準の算定期間の中に新設され、同期間の中に廃止された事業所等

$$\boxed{\text{廃止日における事業所床面積}} \times \boxed{\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

オ 設例

(7) 事業所等を新設した場合の月割計算

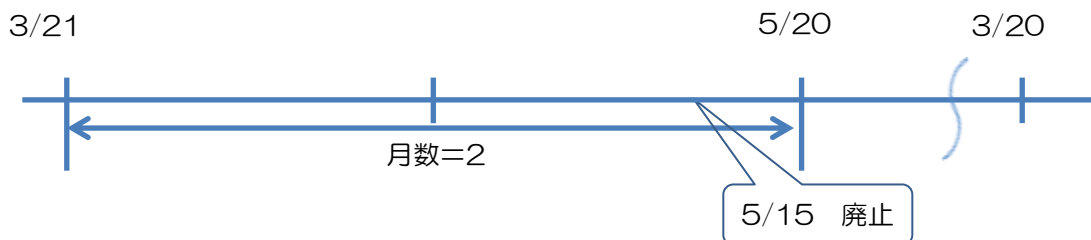
A社(12月31日決算)は、事業年度中途の8月10日に甲営業所(1,500㎡)を新設しました。



$$\boxed{1,500 \text{ m}^2 \text{ (末日における事業所床面積)}} \times \frac{\boxed{4 \text{ (月数)}}}{\boxed{12 \text{ (算定期間)}}} = \underline{\underline{500 \text{ m}^2}}$$

(1) 事業所等を廃止した場合の月割計算

B社(3月20日決算)は、事業年度中途の5月15日に乙営業所(1,500㎡)を廃止しました。



$$\boxed{1,500 \text{ m}^2 \text{ (廃止日における事業所床面積)}} \times \frac{\boxed{2 \text{ (月数)}}}{\boxed{12 \text{ (算定期間)}}} = \underline{\underline{250 \text{ m}^2}}$$

(3) 従業者割

従業者割の課税標準は、前橋市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

※ 非課税部分及び課税標準の特例により控除する部分を除きます。

ア 従業者給与総額

課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額です。

イ 従業者割給与総額の範囲にあつての留意点

(7) 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額は、原則として所得税法上給与所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等が含まれます。事業専従者がいる場合は、その者にかかる事業専従者控除額を含みます。

- (イ) 従業者給与総額に含まれないもの
退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等は含まれません。
また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法上給与所得に該当しないもの等も含まれません。

ウ 従業者給与総額の算定の留意点

- (ア) 65歳以上の者及び障害者
役員以外の65歳以上の者及び役員以外の障害者に支払われた給与は非課税になりますので、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。

◇ 障害者とは

所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

- (イ) 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除いて行います。

◇ 雇用改善助成対象者とは

年齢55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練の対象となる者をいいます。

- (ウ) 高齢者等の判定(工 設例をご参照ください)

上記(ア)及び(イ)の該当者であるか否かの判定は、当該従業者に対する給与等の基礎となる期間の末日の現況(判定日)によります。

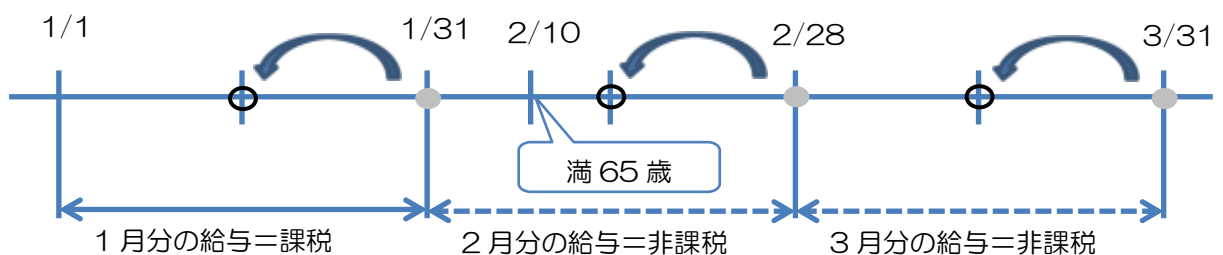
- (エ) 算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等(工 設例をご参照ください)

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等は、その者にかかる給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

エ 設例

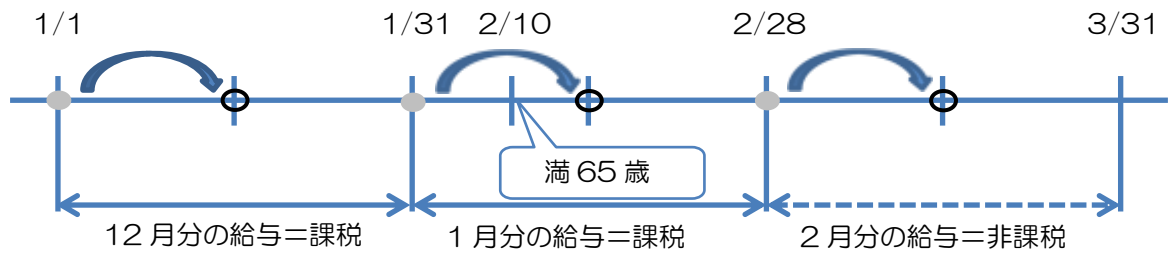
- (ア) 高齢者等の判定(2月10日に65歳となった場合)

(例1) 1日～末日分までを末日に判定(判定日=●)し、当月15日に支払う(支給日=○)場合



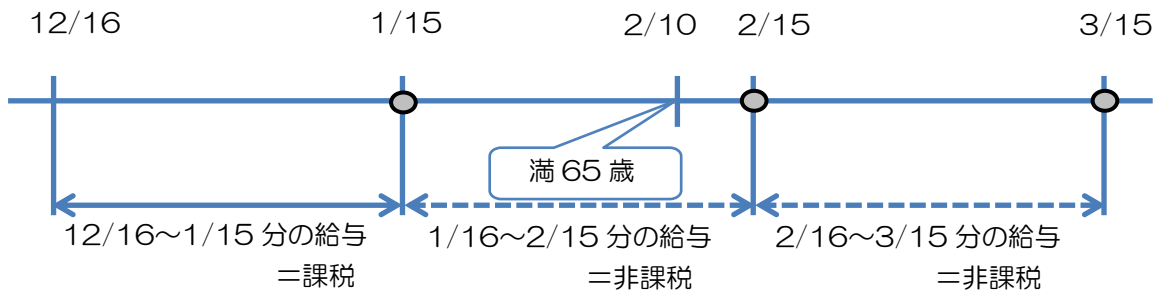
1月31日時点では64歳のため1月15日支給分までが課税、2月28日時点では65歳のため2月15日支給分からは非課税となります。

(例2) 1日～末日分までを末日に判定(判定日=●)し、翌月15日に支払う(支給日=○)場合



1月31日時点では64歳のため2月15日支給分までが課税、2月28日時点では65歳のため3月15日支給分からは非課税となります。

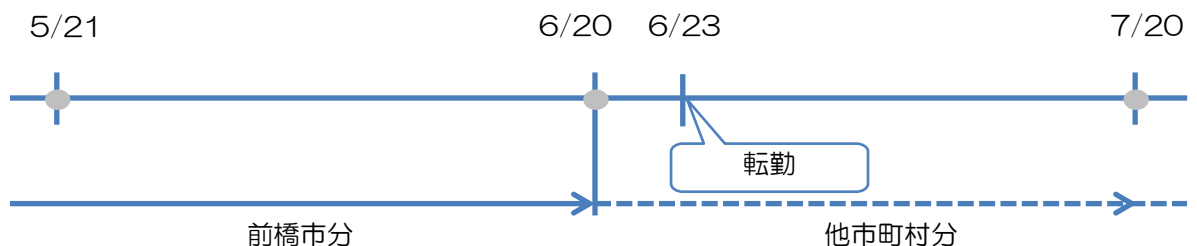
(例3) 16日～15日分までを15日に判定(判定日=●)し、当月15日に支払う(支給日=○)場合



1月15日時点では64歳のため1月15日支給分までが課税、2月15日時点では65歳のため2月15日支給分からは非課税となります。

(4) 算定期間の中で他市町村へ転勤した者の給与等

例 21日～20日までを20日に判定(判定日=●)し、支給日とその月の25日の場合で、6月23日に転勤したとき



6月20日時点では前橋市に勤務のため6月25日支給分までは前橋市分、7月20日では他市長村に勤務のため、7月25日支給分から他市町村分となります。

(4) 税率

資産割……事業所床面積 1㎡につき 600円

従業者割……従業者給与総額の 100分の0.25

(5) 免税点

資産割……前橋市内の事業所等の合計床面積が 1,000 ㎡以下の場合は課税になりません

従業者割……前橋市内の合計従業者数が 100 人以下の場合は課税になりません

※ ただし、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ① 前事業年度又は前年の個人にかかる課税期間において事業所税の税額があった場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が 800 ㎡を超える場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計従業者数が 80 人を超える場合

ア 免税点の判定

免税点の判定は課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割及び従業者割それぞれについて行います。この場合、資産割にあっては非課税部分の床面積を、従業者割にあっては非課税にかかる従業者数を除いて行います。

イ 共同事業にかかる免税点判定

(ア) 共同事業にかかる免税点判定

P22「(1) 共同事業(共同事業とみなされる事業を除く)」をご参照ください。

(イ) 共同事業とみなされる事業を行っている場合の免税点

P22「(2) 共同事業とみなされる事業(みなし共同事業)」をご参照ください。

ウ 免税点判定上の留意事項

(ア) 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

課税標準の算定期間の末日の現況により行います。したがって、資産割の課税標準の算定と異なり事業所床面積の月割計算は行いません。

(イ) 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

従業者数

=

$$\frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}{12}$$

◇ 従業者数に著しい変動がある事業所等とは

1 の事業所等の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です。

エ 特殊な勤務形態にある従業員の免税点の判定
事業者との雇用関係を考慮のうえ、実態に応じ取り扱います。

従業者		従業員の判定	課税標準
出向※1	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う ※2	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時的従業員 ※3		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー ※4		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
役員※5	役員・使用人兼務役員(65歳以上の者を含む)	従業者に含める	従業者給与総額に含める ※6
	無給の役員	従業者に含めない	—
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
休職中の従業者		算定期間中、給与等が一度でも支払われている場合は、従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者(末日退職以外)		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員	事業所得のみの者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
	事業所得及び給与所得ともにある者	所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている従業者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
外国又は課税区域外への派遣・長期出張 ※7		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣労働者 ※8		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める

- ※1 「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。
- ※2 「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。
- ※3 一般的に短期間の雇用期間を定めて労務を提供する雇用関係の臨時雇いの短期間労働者(臨時従業員)をいいます。
- ※4 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)第2条に規定する短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が4分の3未満である者をいいます。パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入しますが、免税点の判定においては、短時間勤務の者を従業者の範囲から除外します。
- ※5 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。
- ※6 ただし、役員としての給与と使用人としての給与が経理上明瞭に区分されている場合は、役員としての給与のみ含めます。
- ※7 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。
 なお、所得税の源泉徴収の取扱い上、海外への出張又は派遣により非居住者の認定を受けた場合は、非居住者の認定にかかる期間中、従業者又は従業者給与総額から除きます。
 「出張」とは、企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。
- ※8 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(労働者派遣法)をいいます。
 「派遣」とは、労働者派遣法の労働者派遣をいい、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるものをいいます。
 なお、課税区域外へ派遣されている従業員は、免税点の判定では含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます。

オ 休止している施設の取扱い

事業所税において、資産割にかかる事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6か月以上休止していたと認められる施設にかかるものは、免税点の判定には含めますが、課税標準には含めません。詳しくは、P19「(8) 休止施設」をご参照ください。

(6) 非課税

ア 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があります。具体的には、P33「(1) 非課税対象施設一覧表」のとおりです。

なお、用途非課税については、直接非課税の用途に供される施設のみが非課税の対象とされます。このため、廊下・階段等の共用部分は防災施設等にかかる非課税を除き、原則として非課税が適用されません。

(例) 非課税施設となる社員食堂に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します

イ 非課税の適用

(ア) 非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

(イ) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定
非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

(ロ) 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の算定

収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合において、事業所等の事業所床面積若しくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれの非課税規定の適用を受けるものを算定します。

(ハ) 課税標準の算定期間の中途に用途変更があり非課税施設が課税施設となった場合

課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間にかかる給与等を従業者給与総額に算入します。

(7) 課税標準の特例

ア 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。具体的には、P42「(2) 課税標準の特例施設一覧表」の各号に掲げる施設にかかる事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

イ 課税標準の特例の適用

(ア) 課税標準の特例の判定

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

(イ) 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定
特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

(ウ) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

P42「(2) 課税標準の特例施設一覧表」に掲げた課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の表の順序に従い適用します。

※ 適用順位に従い、一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

※ 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の各号の重複適用は行いません。

適用順位	適用条項
1	地方税法第 701 条の 41 第 1 項(P42「(2) 課税標準の特例施設一覧表」の 1 から 19)
2	地方税法第 701 条の 41 第 2 項(P44「(2) 課税標準の特例施設一覧表」の 20)
3	地方税法附則第 33 条(P44「(2) 課税標準の特例施設一覧表」21 から 22)

(8) 休止施設

◇ 休止施設とは

課税標準の算定期間の末日現在に休止状態にあり、かつ、それ以前 6 か月以上継続して休止状態にあった施設をいいます。課税標準の算定期間における休止状態の期間の合計が 6 か月以上あっても、課税標準の算定期間の末日に休止状態にないもの、休止が断続的なものについては休止施設としては取り扱いません。

◇ 休止状態とは

事業所用家屋の全部又は一部を現に使用していない状態をいいます。明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に事業を行っていない場合であっても、これらの事業に供するための施設の維持補修が行われており、いつでも使用ができる状態にあるような遊休施設や断続的な休止は含まれません。

また、倉庫や物置等に転用されているものは、休止状態とは認められません。

※ 参考(廃止施設と休止施設について)

Q 敷地の隅にある倉庫について、老朽化し現在は放置したままになっており、今後使用する予定もありません。資産割は課税されますか。

また、同敷地内にある工場で、工場内の一部で機械等を停止し、操業を休止していますが、この部分について資産割は課税されますか。

A 事業所税は、現に事業の用に供するものについて課税を行うため、使用もされず、将来的にも使用する予定のない廃棄同然のものについては、課税の対象とはなりません。

現に操業は行っていない場合であっても、維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態にあるような遊休施設は、休止施設に含まれません。

ア 認定にあたっての取扱い

休止施設にかかる面積を特定する必要があるため、原則として、当該休止部分が明確に区画されていることを要件とします。場合により、現地確認をさせていただきます。

特殊な取扱いとなりますので、事前にご相談ください。

イ 申告時の取扱い

休止施設届出書を提出のうえ、事業所税申告書第 44 号様式別表 3 課税標準の特例明細書の内訳欄に「休止施設」と記入し、控除割合を 1/1 として休止施設の面積を控除してください。

ウ 設例

株式会社 A は、本社兼第 1 工場(900 m²)及び第 2 工場(400 m²)で事業を行っています。そのうち、第 2 工場は課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上休止をしています。この場合の免税点判定と課税標準の算定はどのように行いますか。

なお、本社兼第 1 工場は 12 月使用し、非課税施設及び特例施設はないものとします。

◆免税点判定

本社兼第 1 工場と第 2 工場の面積を足して判定を行います。

900 m²(本社兼第 1 工場) + 400 m²(第 2 工場) = 1,300 m²
よって、1,000 m²を超えているため、課税となります。

◆課税標準の算定

休止部分の面積は課税標準に含めません。

900 m²(本社兼第 1 工場) × 600 円 = 540,000 円
よって、課税額は 540,000 円となります。

(9) 前橋市市税条例及び同施行規則による減免

P45「(3) 減免対象施設等一覧表」に掲げる施設にかかる事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割について、その定められた額又は割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

※ 直接減免の用途に供される施設のみが減免の対象となります

ア 減免の判定について

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。また、課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は次のとおり扱います。

(7) 資産割

課税標準の算定期間の中で減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に用途変更された場合は、その施設全体が減免の適用がある施設とされ、また、減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に用途変更された場合は、月割されることなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。

(4) 従業者割

減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみ減免の適用があります。

イ 提出書類

- ① 『事業所税減免申請書(前橋市市税条例による減免用)』
- ② 『前橋市市税条例による減免申請計算書』
- ③ 『減免を受けようとする事由を証明する書類(事業を行う免許の写しなど)』

ウ 注意事項

減免を申請する場合は、納期限前7日(必着)までに必要書類を提出してください。申請期限を遅れて提出した場合、減免が受けられません。

また、申請書等の提出と同時に、事業所税の納付申告書(第44号様式、別表及び図面など)の提出をお願いします。

なお、納付期限までに減免額が確定していない場合は、申告書に記載された納付すべき税額を納付期限までに納付してください。後日、減免額が確定した段階で減免額を還付いたします。

4 共同事業及び共同事業とみなされる事業

(1) 共同事業(共同事業とみなされる事業を除く)

事業等において2以上の者が共同して行う事業で、みなし共同事業を除くものをいいます。共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。

なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意してください。

ア 免税点の判定

共同事業を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。

なお、この場合の免税点の判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数は、共同事業にかかる損益分配の割合に応ずるものを各共同事業者が単独で行うものとみなして判定します。

算式は次のとおりです。

$$\boxed{\text{各共同事業者の事業所床面積又は従業者数}} = \boxed{\text{共同事業にかかる事業所等の床面積又は従業者数}} \times \boxed{\text{損益分配の割合※}}$$

※ 当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応じる割合とします。

イ 課税標準の算定

課税標準の算定についても、上記算式と同様に求めます。

(2) 共同事業とみなされる事業(みなし共同事業)

事業を行う法人又は個人に、次に掲げる「特殊関係者」が存在している場合、当該事業を行う者は「特殊関係者を有する者」となります。「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」が同一家屋内(※)で事業を行っている場合、当該「特殊関係者」の事業は、「特殊関係者を有する者」との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負います。

特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、法人にあつては事業年度、個人にあつては個人にかかる課税期間(原則として1月1日から12月31日までの末日の現況により行います。

※ 「同一家屋」とは原則として同一棟をいい、同一敷地内にあるとしても構造上、別棟の建物は同一家屋とはしません。

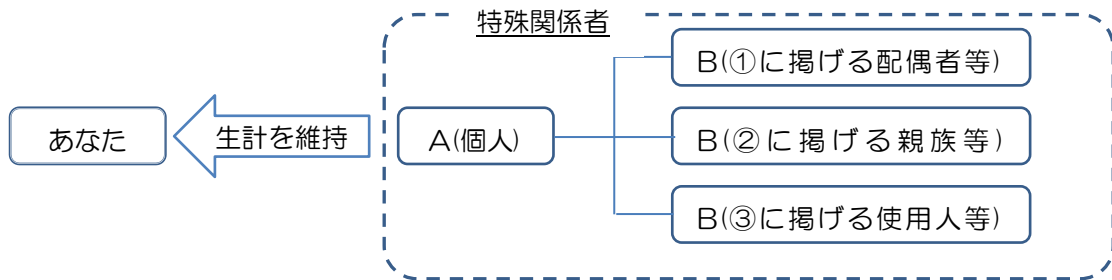
ア 特殊関係者の範囲

◇特殊関係者とは

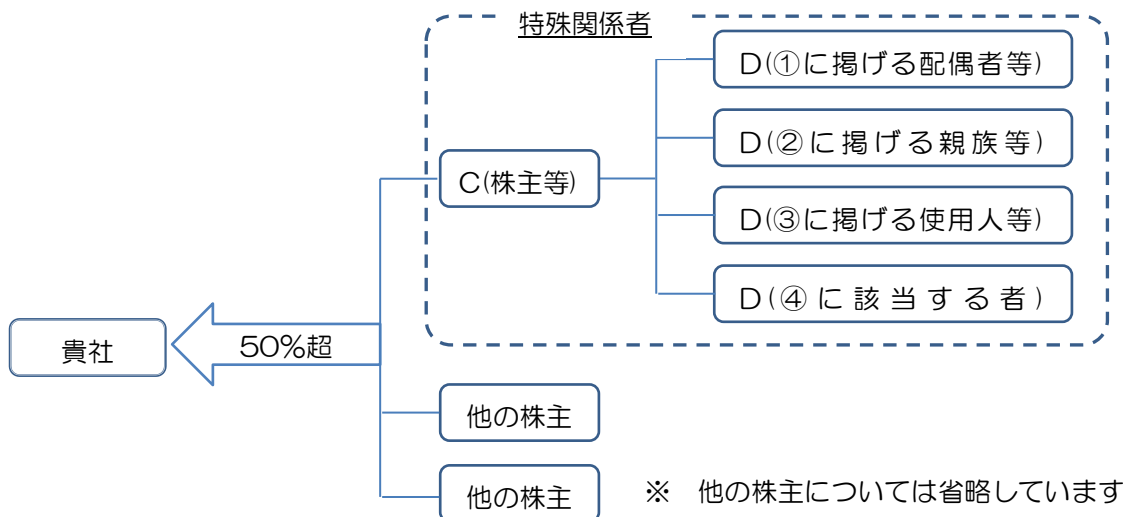
特殊関係者を有する者であるか否かの判定をすべき者と特殊の関係のある次に掲げる個人又は同族会社等です。以下、「特殊関係者を有する者」のうち、個人を「あなた」と称し、法人等を「貴社」と称して説明します。

- ① あなたの配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)、直系血族及び兄弟姉妹

- ② あなたの6親等内の血族及び3親等内の姻族(上記①以外の者)で次に掲げる者
 - ・あなたと生計を一にする者
 - ・あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③ あなたの使用人その他の個人(上記①又は②に該当する者以外の者)で、あなたから受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- ④ あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人(=A)(上記①又は②に該当する者以外の者)及びその者と上記①、②及び③のいずれかに該当する関係のある個人(=B)



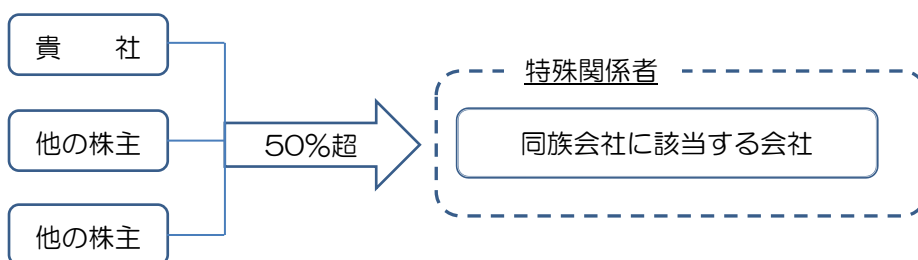
- ⑤ 貴社が同族会社である場合に、次に掲げる者
 - ・同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人(=C)
 - ・上記に該当する者(=C)と上記①から④のいずれかに該当する関係がある個人(=D)



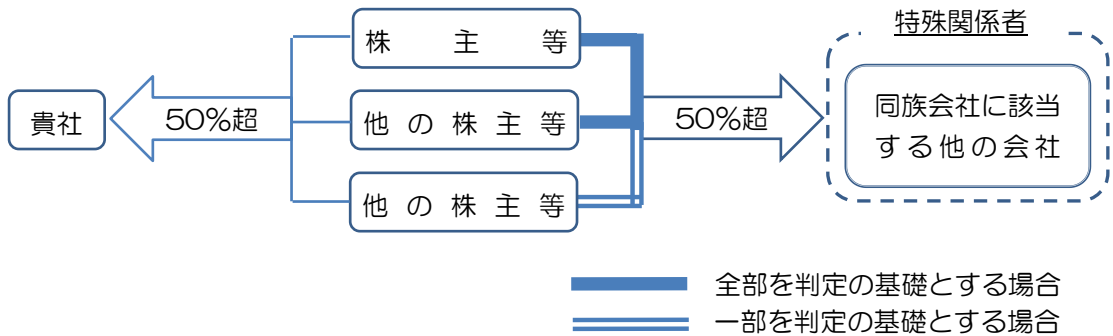
◇ 同族会社とは

株主等の3人以下並びにこれらと親族などの特殊な関係にある個人や法人を判定の基礎として、その有する株式の総数又は出資金の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の半分を超える会社をいいます。

- ⑥ 貴社を判定の基礎として同族会社に該当する会社



- ⑦ 貴社が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を基礎として同族会社に該当する他の会社も含みます。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



イ 免税点の判定

各事業者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた者(特殊関係者)の事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

ウ 課税標準の算定

各事業者の課税標準は、それぞれが単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

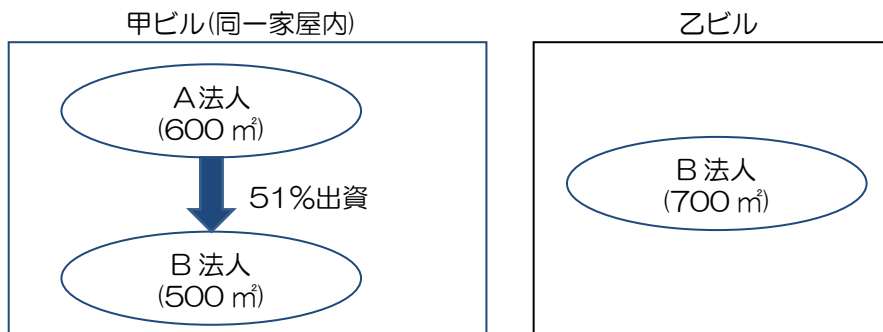
エ 設例

設例①

B法人は同族会社です。

A法人を判定対象者とした場合、判定対象者Aを判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまりB法人が特殊関係者となります。よって、B法人の行う事業が、A法人との共同事業とみなされます。

B法人を判定の対象とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。



この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

対象者	免税点の判定		課税標準
A法人	A+B	600 m ² +500 m ² >1,000 m ²	600 m ²
B法人	B	500 m ² +700 m ² >1,000 m ²	1,200 m ²

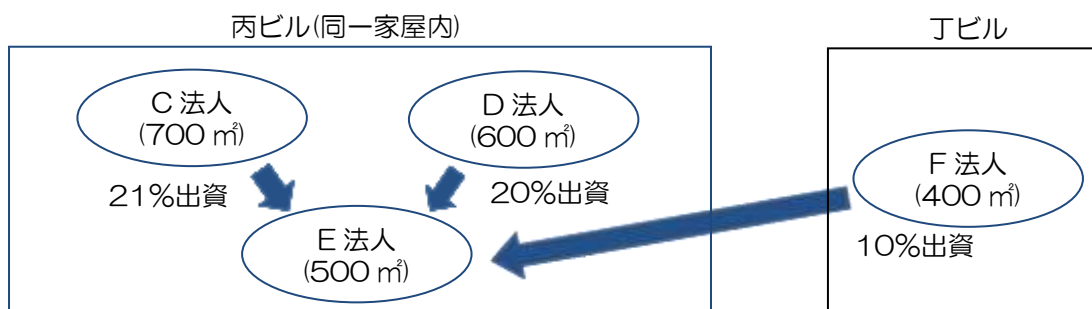
設例②

E 法人は同族会社です。

C 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 C を判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまり E 法人が特殊関係者となり、C 法人は特殊関係者を有する者となります。よって、E 法人の行う事業が、C 法人との共同事業とみなされます。

判定対象者が D 法人の場合も同様です。ただし、F 法人は同一家屋内には存在しませんので、みなし共同事業にも該当しません。

E 法人を判定対象者とした場合は、特殊関係者等の該当はありません。



この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

対象者	免税点の判定		課税標準
C 法人	C+E	$700\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 > 1,000\text{ m}^2$	700 m ²
D 法人	D+E	$600\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 > 1,000\text{ m}^2$	600 m ²
E 法人	E	$500\text{ m}^2 \leq 1,000\text{ m}^2$	—
F 法人	F	$400\text{ m}^2 \leq 1,000\text{ m}^2$	—

設例③

H 法人及び I 法人はそれぞれ同族会社です。

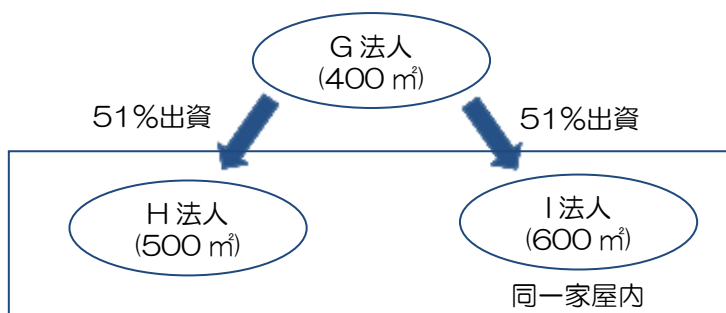
H 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 H が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 G の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり I 法人は特殊関係者となり、H 法人は特殊関係者を有する者となります。

よって、I 法人の行う事業が、H 法人との共同事業とみなされます。

I 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 I が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 G の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり H 法人は特殊関係者となり、I 法人は特殊関係者を有する者となります。

よって、H 法人の行う事業が、I 法人との共同事業とみなされます。

G 法人は、同一家屋内には存在しないので、みなし共同事業には該当しません。



この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

対象者	免税点の判定		課税標準
G 法人	G	$400 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$	—
H 法人	H+I	$500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	500 m ²
I 法人	I+H	$600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	600 m ²

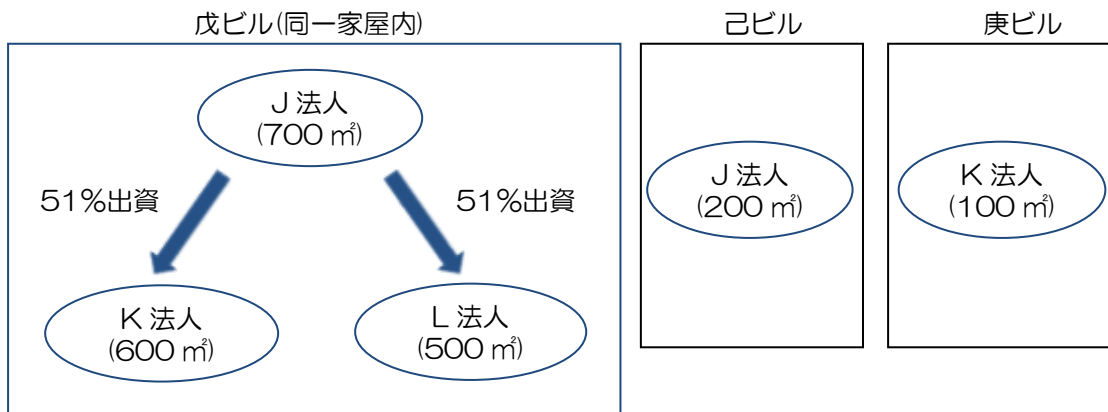
設例④

K 法人、L 法人はそれぞれ同族会社です。

J 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 J を判定の基礎として同族会社に該当する会社、つまり K、L 法人が特殊関係者となり、J 法人は特殊関係者を有する者となります。

K 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 K が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 J の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり L 法人は特殊関係者となり、K 法人は特殊関係者を有する者となります。よって、L 法人の行う事業が、K 法人との共同事業とみなされます。

L 法人を判定対象者とした場合、判定対象者 L が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主 J の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、つまり K 法人は特殊関係者となり、L 法人は特殊関係者を有する者となります。よって、K 法人の行う事業が、L 法人との共同事業とみなされます。



この場合のそれぞれの免税点及び課税標準は、次のとおりです。

対象者	免税点の判定		課税標準
J 法人	J+K+L	$700 \text{ m}^2 + 200 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	900 m ²
K 法人	K+L	$600 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	700 m ²
L 法人	L+K	$500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$	500 m ²

5 事業所税の申告と納付

(1) 事業所税額の計算方法

資産割額及び従業者割額をそれぞれ計算し、それらを合計したものが事業所税額(納付税額)となります。

- ① 資産割額を計算します
資産割額＝

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ - \\ \text{非課税となる事業所床面積} \\ - \\ \text{課税標準の特例の適用による控除床面積} \end{array} \right) \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12} \times \text{税率} \quad 600 \text{円}$$

- ② 従業者割額を計算します
従業者割額＝

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ - \\ \text{非課税となる従業者給与総額} \\ - \\ \text{課税標準の特例の適用による控除従業者給与総額} \end{array} \right) \times \text{税率} \quad 0.25/100$$

- ③ 資産割額と従業者割額を合計します

100円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額(納付税額)となります(資産割のみ、従業者割のみの場合はそれぞれ資産割額、従業者割額の100円未満の端数を切り捨てたものが事業所税額(納付税額)となります。)

(2) 事業所税の申告

事業所税の申告は、納付税額がある方だけでなく、納付税額がない方についても一定の要件に該当する方は申告義務があります。

ア 納付税額のある方の申告

納付税額が生じる方は、次のウに記載のある期限内に課税標準額、税額等を記載した所定の申告書を提出するとともに、納付すべき税額を納付してください。申告がない場合は、調査によって税額等を決定します。

イ 納付税額のない方の申告

免税点以下となるために納付税額が生じない方で、次のいずれかに該当する方は申告義務があります。資産割、従業者割の区分に応じて、次のウの期限内に事業所床面積の合計面積、従業者給与総額の合計額等を記載した所定の申告書を提出してください。

- ① 課税標準の算定期間の末日における、前橋市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積が 800 m²を超える方
- ② 課税標準の算定期間の末日における、前橋市内の各事業所等の従業者数の合計数が 80 人を超える方

ウ 申告書の提出期限と納期限

申告書の提出期限と納期限は同一です。法人又は個人の区分に応じ、それぞれ次のように定められています。

(ア) 法人

事業年度終了の日から 2 か月以内

※ なお、法人税の確定申告書の提出期限の延長を認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんのでご注意ください

また、中間申告(予定申告)制度はありません

(イ) 個人

原則として翌年の 3 月 15 日まで

※ 年の途中で事業を廃止した場合、廃止の日から 1 か月以内(事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 か月以内)

(3) 事業所等を新設・廃止・異動した場合の申告

事業所税の納税義務者が市内において事業所等を新設、廃止又は異動した場合、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、その新設又は廃止の日から 1 か月以内に申告が必要です。

(4) 事業所等の家屋を貸し付けている方の申告

事業所等の家屋の全部又は一部を事業所税の納税義務者に貸し付けている方については、次の期間内に当該事業所等の家屋の貸付け状況を申告してください。

- ① 新たに貸付けを行うこととなった場合 2 か月以内
- ② 貸付けの申告をした事項に異動が生じた場合 1 か月以内

(5) 更正・決定等

ア 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

イ 修正申告・更正の請求

申告した税額又は更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。

また、申告した税額が過大である場合には、申告納付期限より5年以内に限って、更正の請求をすることができます。

(6) 加算金

- * 申告期限後に申告した場合には**不申告加算金**(原則として納付すべき税額の15%、ただし納付すべき税額が50万円を超える場合は、超えた部分に対する割合は20%、**納付すべき税額が300万円を超える場合は、超えた部分に対する割合は30%**)が課されます。
- * 期限後申告等があった場合において、前年度及び前々年度の当該期限後申告等に係る**事業所税**について、不申告加算金若しくは不申告加算金に代えて課される重加算金を課されたとき、又は不申告加算金等に係る決定等をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する**不申告加算金又は重加算金の割合は、10%加重**されます。
- * 申告もれのある場合には**過少申告加算金**(原則として不足税額の10%、ただし不足税額が期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は15%)が課されます。
- * 納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には**重加算金**(税額の35%又は40%)が課されます。

(7) 延滞金

ア 地方税法本則

納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に対して納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年14.6%(ただし、次の表の期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

【年7.3%の適用表】

申告書の提出	年7.3%の適用期間
申告期限までに提出した場合	納付期限の翌日から、1か月を経過する日までの期間
申告期限後に提出した場合	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
修正申告書の場合	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間

イ 延滞金の割合の特例

延滞金の割合については、当分の間、次のとおり特例が講じられています。

- ① 年7.3%の割合にあつては、延滞金特例基準割合(※)に年1%を加算した割合と年7.3%のいずれか低い方
- ② 年14.6%の割合にあつては、延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合と年14.6%のいずれか低い方

※ 延滞金特例基準割合(令和2年12月31日以前は特例基準割合)とは、平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定するもの)に1%を加算した割合をいいます

(8) 個人番号・法人番号の取扱いについて

ア 個人番号及び法人番号の記載

次の表の書類の提出時に個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

提出書類	記載開始時期	記載する番号
事業所税申告書 (第44号様式)	平成28年1月1日以後に 開始する課税期間から	納税義務者の個人番号又は 法人番号
納税管理人申告書	平成28年1月1日以後に 行う申請から	
事業所税更正請求書		
事業所税の新設・廃止・ 異動申告書		納税義務者の法人番号
事業所税減免申請書 (前橋市市税条例)		
事業所用家屋貸付申告書		貸付け者の法人番号

イ 本人確認

個人番号を記載する場合は、成りすまし防止のため申告書等提出時に個人番号と身元(実在)の確認を実施しています。詳しくは下記の連絡先までお問合せください。

市民税課法人市民税係事業所税担当(直通：027-898-5961)

(9) 申告について

ア 申告書の入手方法

申告書等は本市ホームページから印刷できます。また、市民税課でも配布しています。

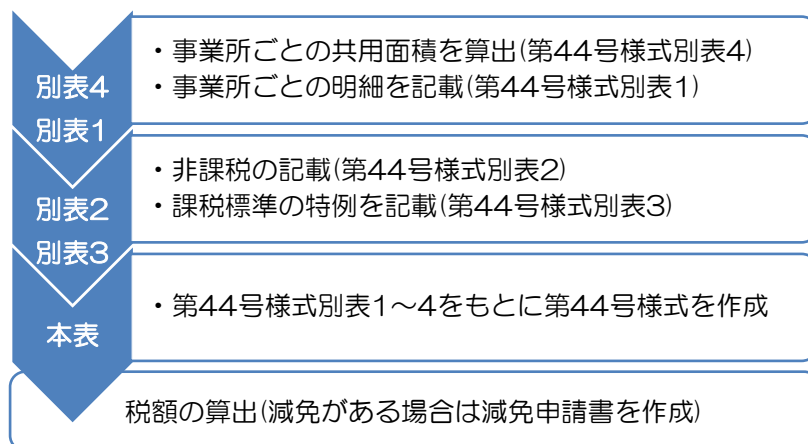
(<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>)。

イ 申告書の提出場所

前橋市財務部市民税課(前橋市役所2階)へ提出してください。市内各支所・市民サービスセンターでの受付は行っておりません。

なお、地方税ポータルシステム(eLTAX：エルタックス)を通じて、インターネットを利用した電子申告・申請も利用できます。

ウ 申告書等作成の流れ



※ みなし共同事業に該当する場合は、みなし共同事業に関する明細書を作成してください。

エ 不申告の場合の措置

正当な理由なく、申告書を提出しなかったり、事実と相違した課税標準額等で申告されたりした場合には、更正又は決定を受けることとなります。この場合には、不足税額や延滞金が徴収されるほか、不申告加算金又は過少申告加算金が加わり、これが故意になされた場合には重加算金が徴収されますのでご注意ください。

(10) 申告に必要な書類

書 類	内 容
事業所税の申告書 (第 44 号様式)	納付の申告、免税点以下の申告及び修正の申告に使用します。第 44 号様式別表 1～4 の記載内容を基に作成します。
事業所等明細書 (第 44 号様式別表 1)	課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
非課税明細書(注 1) (第 44 号様式別表 2)	明細書に記載した事業所において非課税に該当する施設、従業者がある場合に使用します。
課税標準の特例明細書(注 1) (第 44 号様式別表 3)	明細書に記載した事業所において課税標準の特例の適用となる施設、従業者がある場合に使用します。
共用部分の計算書 (第 44 号様式別表 4)	オフィスビルなどの共同で使用している建物にかかる共同の用に供する部分がある場合に使用します。
事業所家屋の各階の平面図面 (注 2)	初めての申告の際には、全ての建物(市内事業所分)の平面図と非課税、特例及び減免施設等が示されている図面を提出してください。
※従業者給与総額月別内訳 明細書	期間算定中に支払われた給与等の月別総額を記載してください。
※障害者・65 歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書	期間算定中に支払われた対象者の給与の総額等を記載してください。
※休止施設届出書	課税標準の算定期間の末日以前 6 か月以上連続して休止していたと認められる施設がある場合に記載してください。
※みなし共同事業にかかる 明細書	みなし共同事業に該当する場合、これにかかる各共同事業者の事業内容について記載してください。
※事業所税減免申請書	該当する減免申請書と必要書類を提出してください。
※事業所等新設・廃止・異動 申告書	市内において事業所を新設、廃止又は異動した場合は、当該新設又は廃止の日から 1 か月以内に申告してください。
※事業所用家屋の貸付け等 申告書	P28「事業所等の家屋を貸し付けている方の申告」の期間内に申告をしてください。
※事業所税更正請求書	申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合に請求してください。

※のあるものは、該当がある場合に提出してください。

(注 1) 非課税、特例及び減免の適用がある施設については、それぞれ別の法律に基づく許可や認可、認定等が必要となる場合においては、その証拠となる書類の写しを必ず提出してください(例 営業用倉庫を営んでいる場合…営業用倉庫の登録がわかるもの(許可証等))。

(注 2) 前橋市への初回の申告時には、対象建物の平面図を添付してください。また、非課税、課税標準の特例及び減免の適用がある場合には、図面等で対象を明示したものを添付してください。以前に提出したものと変更がなければ省略可です。

(11) 申告書作成時のチェックポイント

誤りやすい点や確認をしていただきたい点などを抜き出しました。申告書の作成時などにご参照ください。

◆ 免税点判定

免税点の判定は、末日時点での「全事業所等の面積(従業者数) - 非課税該当面積(従業者数)」で行いましたか。

算定期間の末日現在、障害者・65歳以上の従業者(※)の方は非課税従業者数に含めましたか。

※ 役員の方については、障害者・65歳以上の方は非課税従業者に含めません。

◆ 課税標準の算定(資産割)

事業所等が賃貸の場合、新設・廃止日は賃貸借契約の開始日・解約日としましたか。

同一敷地内での事業所等の新設・廃止があった場合、末日現在の値で計算をしましたか(P11「エ 課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算」をご参照ください。)

月割計算を行う際は、正しい月数を用いましたか(P11「エ 課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算」をご参照ください。)

倉庫など、従業者の方が常駐していない事業所等も申告に含めましたか。

福利厚生施設は業務に兼用をしていないものですか。

◆ 課税標準の算定(従業者割)

所得税が非課税となる通勤手当は、従業者給与総額から除きましたか。

従業者の方が65歳になった際の判定は正しく行いましたか(P13「ウ 従業者給与総額の算定の留意点」をご参照ください。)

役員の方は障害者・65歳以上でも含めていますか。

アルバイト・パートの方に支払った給与は従業者給与総額に含めていますか。

中途退職者の方に支払った給与は従業者給与総額に含めていますか。

6 別表

(1) 非課税対象施設一覧表

番号	内容	資	従
1	国及び公共法人【法701の34①】 国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人(法人税法別表第1に掲げる法人)	○	○
2	公益法人等【法701の34②】 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等(法人税法別表第2に掲げる法人)又は人格のない社団等で収益事業以外の事業	○	○
3	教育文化施設【法701の34③3】 博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館及び学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
4	公衆浴場【法701の34③4】 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場(物価統制令の規定に基づき県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限られ、また、熱気浴場、蒸気浴場など特殊な公衆浴場は非課税に該当しません)	○	○
5	と畜場【法701の34③5】 と畜場法第3条第2項に規定すると畜場(とさつ又は解体施設)	○	○
6	死亡獣畜取扱場【法701の34③6】 化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
7	水道施設【法701の34③7】 水道法第3条第8項に規定する水道施設(水道のための取水施設、貯水施設、浄水施設等で水道事業者、水道用水供給事業者等の管理に属するもの)	○	○
8	一般廃棄物処理施設【法701の34③8】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項の規定による許可、若しくは第9条の8第1項の規定による認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
9	病院・診療所等【法701の34③9】 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設(医療法人の開設のみ)、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院(医療法人の開設のみ)、一定の医療関係者の養成所(看護師、歯科衛生士、臨床検査技師等)	○	○
10	保護施設【法701の34③10】 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	○	○
11	小規模保育事業施設【法701の34③10の2】 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
12	児童福祉施設【法701の34③10の3】 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設	○	○

13	認定こども園【法701の34③10の4】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○
14	老人福祉施設【法701の34③10の5】 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム等)	○	○
15	障害者支援施設【法701の34③10の6】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○
16	社会福祉事業用施設【法701の34③10の7】 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○
17	包括的支援事業用施設【法701の34③10の8】 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設(地域包括支援センター)	○	○
18	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業用施設【法701の34③10の9】 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
19	農林水産業の生産施設【法701の34③11】 農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設(農作物育成管理用施設、蚕室、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、畜舎、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設)	○	○
20	農業協同組合等の共同利用施設【法701の34③12】 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で次に掲げるもの (1) 生産の用に供する施設 (2) 国の補助又は株式会社日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金の貸付等を受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの (3) 農林水産業者の研修のための施設 (4) 農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○
21	卸売市場等【法701の34③14】 卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設(株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場施設又は卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター、卸売市場法の規定により指定された場所(一時的に指定されたものを除く)において生鮮食料品等を保管する施設)	○	○
22	電気事業用施設【法701の34③16】 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物)並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設)	○	○

23	<p>ガス事業用施設【法701の34③17】 ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。)の用に供する施設(ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物(ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備等の工作物及びこれらの附属設備であって、ガス事業の用に供するもの)並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設))</p>	○	○
24	<p>中小企業の集積の活性化事業用施設【法701の34③18】 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置された施設を当該事業の趣旨に沿って利用して行う施設</p>	○	○
25	<p>特定国際線航空事業又は特定地域活性化事業用施設【法701の34③19】 (1) 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付けを受けて設置する、当該事業の用に供する施設 (2) 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付けを受けて設置する、当該事業の用に供する施設</p>	○	○
26	<p>鉄道事業用施設【法701の34③20】 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所・発電施設以外のもの</p>	○	○
27	<p>運送事業用施設【法701の34③21】 次に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設 (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る) (2) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 (3) 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの (4) 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送にかかるもの(自動車を使用して貨物の集荷又は配達を行う部分に限ります)</p>	○	○
28	<p>バスターミナル又はトラックターミナル用施設【法701の34③22】 自動車ターミナル法第2条第6項に規定する次に掲げる施設のうち事務所以外の施設 (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバスターミナル (2) 一般貨物自動車運送事業の用に供するトラックターミナル</p>	○	○
29	<p>国際路線航空事業用施設【法701の34③23】 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線にかかるもの</p>	○	○
30	<p>電気通信事業用施設【法701の34③24】 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して、電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業(携帯電話、自動車電話等を除きます)を営む者が当該事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設、研修施設以外の施設</p>	○	○
31	<p>一般信書便事業用施設【法701の34③25】 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設</p>	○	○

32	郵便事業用施設【法701の34③25の2】 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○
33	勤労者の福利厚生施設【法701の34③26】 福利厚生施設とは、事業主等が従業者等の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます ◇ 福利厚生施設の例(当該施設が業務用施設と認められない場合のみ) 保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶店、娯楽室、更衣室(※1)、休憩室、仮眠室、浴場(※2)、喫煙室、宿泊室等 (※1) 就業規則等で制服着用が義務付けられている場合の更衣室は業務用施設です (※2) 工場等の現業部門に限定して設けられている場合の浴場等は業務用施設です ◇ 福利厚生施設と認められないもの 研修所、トイレ、物置、車庫等、廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等の占有面積 なお、社宅、寮、寄宿舎は事業所税の対象とはなりません	○	○
34	路外駐車場【法701の34③27】 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるもの (1) 都市計画において定められたもの (2) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (3) 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ※ 次の施設からおおむね200m以内に設置され、不特定多数の者の利用に供されているもの ・ 駅等の交通施設、図書館等の文化施設、市役所等の公的施設 ・ 商店街、大型店舗(大型店舗に併設されるものは、他の大型店舗に限る) ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他公益上必要な施設 ※ 次に掲げる部分は、通常、路外駐車場に該当せず課税対象として取り扱います ・ 駐車場の駐車部分全てを月極貸し(年貸し)する場合の全部 ・ 駐車場の一部について月極貸し(年貸し)をしている場合の当該一部	○	○
35	都市計画に定められた自転車等駐輪場【法701の34③28】 原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
36	高速道路事業用施設【法701の34③29】 各高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業(高速道路の新設又は改築、高速道路の維持、修繕、その他の管理等)の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○
37	消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等【法701の34④】 消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入するものとして、政令第56条の43第1項で定める特定防火対象物に設置される消防用設備等や特殊消防用設備等及び防災用設備等 ※ 非課税の対象となるのは、次の表1に掲げる特定防火対象物に設置される以下の設備等です。 ・ 消防用設備等(表2に掲げる消防用設備等1~6) ・ 特殊消防用設備等 ・ 防災用設備等(表2に掲げる防災用設備等1~14)	○	—
38	港湾運送事業用施設に従事する従業者にかかる給与総額【法701の34⑤】 港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所にかかる従業者給与総額	—	○

【表 1 特定防火対象物】

項	特定防火対象物
1	<p>イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場</p> <p>□ 公会堂、集会場</p>
2	<p>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>□ 遊技場(パチンコ、ボウリング場等)、ダンスホール</p> <p>ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに 1 項イ、4 項、5 項イ及び 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除きます)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>
3	<p>イ 待合、料理店その他これらに類するもの(料亭、茶屋、貸席等)</p> <p>□ 飲食店</p>
4	<p>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</p>
5	<p>イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの</p>
6	<p>イ 病院、診療所、助産所</p> <p>□ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る)、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者又は障害児であって、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という)</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く)、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更正施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く)</p>

	<p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く)</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16 の2	地下街
16 の3	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)

【表2 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設】

表1に掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り、非課税が適用されます。

- ※ 消防、防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません
 - ・ 設置床面積がない場合(例 天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)
 - ・ 家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合
- ※ 廊下など2分の1が非課税となる部分に設置されている消防用設備等は、設置面積の2分の1が非課税となります
- ※ 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定適用があるものとします
- ※ 防災用設備等の1～10にあつては、建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項等の適用がある建築物に設置されているものに限りです
- ※ 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです
- ※ 居室とは居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます

(消防用設備等)

番号	非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
			全部	1/2
1	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備 ・ 消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩) ・ 屋内消火栓設備 ・ ハロゲン化物消火設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 粉末消火設備 ・ 水噴霧消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 泡消火設備 ・ 動力消防ポンプ設備 ・ 不活性ガス消火設備	○	
2	警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備 ・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備)	○	
3	避難設備	火災発生時に避難するために用いる機械器具又は設備 ・ すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 ・ 誘導灯及び誘導標識	○	
4	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	○	
5	消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備及び無線通信補助設備	○	
6	非常電源	上記1～3に附置される非常電源	○	

(防災用設備等)

番号	非課税対象となる施設又は設備	非課税割合	
		全部	1/2
1	階段のうち、建築基準法施行令第 123 条(避難階段又は特別避難階段の構造)の規定による避難階段又は特別避難階段	○	
2	消防用設備以外の排煙設備(予備電源を含む)	○	
3	非常用の照明装置(予備電源を含む)	○	
4	非常用の進入口(バルコニーを含む)	○	
5	非常用エレベーター(予備電源を含む)	○	
6	廊下(4 方向が壁に囲われているもの)		○
7	階段のうち、避難階段又は特別避難階段以外の直通階段で避難階(※)又は地上へ通ずるもの(傾斜路を含む) (※) 直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常 1 階をいいます		○
8	避難階における屋外への出入口(風除室)		○
9	次の設備又は装置を設置している中央管理室(消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は消防用設備のため全部非課税となります) イ 排煙設備の制御及び作動の状態の監視にかかる設備 ロ 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動にかかる設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置		○
10	建築基準法施行令第 112 条第 11 項に規定する竪穴部分のうち、同項から同条第 12 項までの規定により区画(防火区画)された次の部分(上記 1～8 に掲げる施設又は設備にかかるものを除く) イ 吹抜け部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分 ロ その他これらに類する部分(縦方向に空間が連続する部分)		○
11	前橋市火災予防条例に規定する避難通路	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○
12	(表 3 に掲げるものに限る)	上段以外のもの	○
13	前橋市火災予防条例に規定する喫煙所		○
14	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第 2 条第 35 号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの		○

【表3 前橋市火災予防条例に規定する避難通路】

区分	内容
劇場等の避難通路	<p>ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては、20席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。</p> <p>イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6cmを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80cm(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60cm)未満としてはならない。</p> <p>ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1m未満としてはならない。</p> <p>エ まず席を設ける客席の部分には、横に並んだまず席2まず以下ごとに幅40cm以上の縦通路を保有すること。</p> <p>オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。</p>
キャバレー等及び飲食店の避難通路	<p>キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1.6m(飲食店にあっては1.2m)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</p>
百貨店等の避難通路	<p>1 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150㎡以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2m(売場又は展示場の床面積が300㎡以上のものにあっては1.6m)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。</p> <p>2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600㎡以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路を保有しなければならない。</p> <p>※ 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます</p> <p>※ 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で、屋外に通じる避難口又は階段に直通する通路をいいます</p> <p>※ 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます</p> <p>※ 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客の出入りする商品の陳列販売部分をいいます</p>

(2) 課税標準の特例施設一覧表

番号	内容	資	従
1	協同組合等の事業用施設【法701の41①1】 法人税法第2条第7号の協同組合等(農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など、法人税法別表第3に掲げる法人)がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2	専修学校等用施設【法701の41①2】 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものは非課税に該当します)	1/2	1/2
3	公害防止又は資源の有効な利用のための施設【法701の41①3】 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための次の施設(専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されているものに限る) ※ 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止のための施設又は資源の有効な利用のための施設は次に掲げるもの(次の4に掲げるものを除く) (1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (2) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの (3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 (6) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	3/4	—
4	産業廃棄物処理等の事業用施設【法701の41①4】 次に掲げる事業の用に供する施設で事務所以外のもの (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定の用に供する施設 (2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設 (3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設 (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設	3/4	1/2
5	家畜市場【法701の41①5】 家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場 ※ 家畜市場とは、家畜取引のために開設される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期又は継続して開場されるものをいいます	3/4	—

6	消費地食肉冷蔵施設【法701の41①6】 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設で、一定の公的補助又は貸付けを受けて設置されるもの	3/4	—
7	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造用施設【法701の41①7】 みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち原料倉庫、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 具体的には、原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程にかかる施設	3/4	—
8	木材市場又は木材保管施設【法701の41①8】 (1) 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの (2) 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業を営む者若しくは木材の販売を業とする者が専ら木材の保管の用に供する施設	3/4	—
9	旅館・ホテル営業の用に供する施設【法701の41①9】 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く)で次に掲げるもの ※ 非課税の消防用設備等及び防災用設備等にかかる部分は除きます (1) 客室、食堂(専ら宿泊客の利用する施設に限る) (2) 広間(主として宿泊客以外の者が利用する施設を除く) (3) ロビー、浴室、厨房、機械室 (4) 上記(1)から(3)に類する施設(玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室)	1/2	—
10	港湾施設【法701の41①10】 港湾法第2条第5項に規定する一定の港湾施設(港務通信施設、旅客施設等)	1/2	1/2
11	港湾施設のうちの上屋、営業用倉庫【法701の41①11】 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち上屋、営業用倉庫	3/4	1/2
12	外国航路船舶のコンテナ貨物の荷捌き施設【法701の41①12】	1/2	—
13	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋【法701の41①13】	1/2	—
14	倉庫業者の倉庫(営業用倉庫)【法701の41①14】 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者(同法第3条の規定により登録を受けて倉庫業を営む者)が本来の事業の用に供する倉庫 ※ 当該倉庫が倉庫業者の事業所等であるかどうかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされています。そのため、1棟の倉庫や1棟の倉庫のうち特定の数室又は1室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借している場合は、特例の対象になりません	3/4	—
15	タクシー事業用施設【法701の41①15】 道路運送法第3条第1号八に掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る)の本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	1/2	1/2
16	公共の飛行場に設置される施設【法701の41①16】 格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2

17	流通業務地区内に設置される施設【法701の41①17】 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	1/2	1/2
18	流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫(営業用倉庫)【法701の41①18】 流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2
19	特定信書便事業用施設【法701の41①19】 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの	1/2	1/2
20	心身障害者を多数雇用する事業所等【法701の41②】 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置された施設又は設備にかかる事業所等において行われる事業 ※ 要件は以下のとおりです 常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く)の数と重度心身障害者である短時間労働者(以下「短時間労働重度心身障害者」という)の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者(短時間労働重度心身障害者を除く。以下「短時間労働心身障害者」という)の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く)の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く)の数(当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等とする	1/2	—
21	特定農産加工事業用施設【法附則33⑤】 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置にかかる事業の用に供する施設 対象業種にパスタ製造業、砂糖製造業及び菓子(チョコレート、キャンディー及びビスケットに限る)製造業が追加されました。(平成31年4月1日以後に終了する事業年度より適用) 法人：令和6年6月30日までに終了する事業年度分まで 個人：令和5年分まで	1/4	—
22	特定事業所内保育施設【法附則33⑥】 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設のうち、当該政府の補助(運営費)にかかるもの(特定事業所内保育施設)にかかる事業所等において行う事業 ※ 補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り (最初に当該政府の補助を受けた日の属する事業年度から、当該政府の補助を受けなくなった日前に終了した事業年度まで)	3/4	3/4

(沖縄振興特定民間観光関連施設、沖縄振興情報通信産業又は情報通信技術利用事業用施設、沖縄振興産業高度化・事業革新促進事業用施設、沖縄振興国際物流拠点産業用施設の特例については省略しています)

【課税標準の特例の重複適用】

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

- ① 地方税法第701条の41第1項(同項各号の重複適用は行いません)
- ② 地方税法第701条の41第2項
- ③ 地方税法附則第33条

(3) 減免対象施設一覧表

前橋市市税条例第125条の26及び前橋市市税条例施行規則第14条

番号	内容	資	従
1	教科書出版事業用施設 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版にかかる売上金額が、出版物の販売事業にかかる総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2	劇場等 地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という)で次に該当するもの (1) その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2) 上記以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの(おおむね同程度以上) ※1 当該舞台等にかかる額に対してのものです	(1) 1/2 (2) 1/2 ※1	—
3	指定自動車教習所 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸し切りバスに供する施設 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分(当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る) ※2 当該旅行にかかるバスの走行km数の合計数を当該者の本来の事業にかかるバスの総走行kmの合計数に対する割合を乗じて得た値の2分の1が軽減の割合となります 軽減の額 = $\frac{\text{当該旅行にかかるバスの走行 km の合計数}}{\text{当該者の本来の事業にかかるバスの総走行 km の合計}} \times \frac{1}{2}$	1/2 ※2	1/2 ※2
5	酒類保管倉庫 酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業にかかる酒類の保管のための倉庫	1/2	—
6	倉庫業者の倉庫(営業用倉庫) 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するこれらの施設にかかる事業所床面積の合計面積が、30,000㎡未満であるもの	1/1	1/1
7	タクシー事業用施設 地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設(事務所以外の施設)で当該施設にかかる事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	1/1	1/1

8	中小企業近代化助成施設 中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 18 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	1/1	1/1
9	農林中央金庫 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	1/1	1/1
10	農業協同組合等の共同利用施設等 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く)	1/1	1/1
11	果実飲料等の保管倉庫 果実飲料の日本農林規格第 1 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業にかかる製品等の保管のための倉庫(延べ面積 3,000 m ² 以下の場合に限る)	1/2	—
12	ビルメンテナンス業施設 ビルの室内清掃、設備管理の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/1
13	列車内の食堂等施設 列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/2
14	古紙回収事業用施設 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
15	家具保管用倉庫 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
16	織物、綿製造業等の保管用施設 ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専ら当該事業を行うものに限る)又は機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む)の用に供する施設	1/2	—
17	漬物の製造用施設 野菜又は果実(梅に限る)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—
18	粘土瓦製造業用倉庫等 粘土瓦製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む)及び製品倉庫	1/2	—
19	い草製品等の保管倉庫 い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろにかかるものを含む)	1/2	—

20	市長が特に減免を必要と認める施設 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる施設との均衡を考慮して、市長が特に減免を必要と認める施設	市長が定める額
21	天災等により被害を受けた施設 震災、風水害、火災等による災害によって、事業所用家屋が滅失し、又は甚大な被害を受けた者	市長が定める額

事業所税の減免を受けようとする方は、納期限前7日まで(必着)に、事業所税減免申請書、前橋市市税条例による減免申請計算書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を提出してください。

7 事業所税の税額計算例

(1) 免税点判定

事例 1

前橋市内にA社の甲事業所と乙工場があります。事業年度末日(3月31日)の事業所床面積の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

- ① 甲事業所
床面積 1,200 m²(そのうち非課税床面積 300 m²)
- ② 乙工場
床面積 600 m²(そのうち課税標準の特例による控除床面積 200 m²)

【免税点判定】

$$\begin{array}{l} \text{甲事業所} \quad 1,200 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 = 900 \text{ m}^2 \\ \text{乙工場} \quad \quad 600 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 = 600 \text{ m}^2 \\ \text{合計} \quad \quad 900 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 = 1,500 \text{ m}^2 \\ \underline{1,500 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 (= \text{免税点})} \end{array}$$

以上のとおり、事業年度末日時点の事業所床面積から非課税分を除いた面積が免税点を越えるため、課税の対象となります。課税標準の特例の控除分は免税点判定には用いません。

なお、この場合の課税標準は、免税点を越えた部分だけでなく、1,500 m²が対象となりますのでご注意ください。

事例 2

前橋市内にB社の丙事業所と丁工場があります。事業年度末日(3月31日)の従業員の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

- ① 丙事業所
従業員数 75人(そのうち非課税従業員数 5人)
- ② 丁工場
従業員数 35人(そのうち役員以外の障害者 3人)
中途退職者 5人

【免税点判定】

$$\begin{array}{l} \text{丙事業所} \quad 75 \text{ 人} - 5 \text{ 人} = 70 \text{ 人} \\ \text{丁工場} \quad 35 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = 32 \text{ 人} \\ \text{合計} \quad 70 \text{ 人} + 32 \text{ 人} = 102 \text{ 人} \\ \underline{102 \text{ 人} > 100 \text{ 人} (= \text{免税点})} \end{array}$$

以上のとおり、事業年度末日現在の従業員数から非課税分の従業員数を除いた人数が免税点を越えるため、課税の対象となります。

なお、この場合の課税標準は、免税点を越えた部分だけでなく、102人と中途退職者5人の給与総額が対象となりますのでご注意ください。

(2) 税額計算

事例 1

以下の C 株式会社にかかる事業所税額はいくらになりますか。

- 法人名 C 株式会社
- 事業所床面積 11,463.85 m²
(内訳)
 - ① 事務所 375.85 m²
 - ② 社員食堂 88.00 m²
 - ③ 工場 11,000.00 m²
- 従業者数 112 人(事業年度末日時点の人数)
- 給与総額 341,600,000 円
(うち役員以外の 65 歳以上の従業者 2 人に支払われた給与 6,102,500 円)

【資産割】

- 免税点判定
免税点の判定において、合計事業所床面積から非課税分(本事例では福利厚生施設)を除いた面積で判定します。
 $11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = \underline{11,375.85 \text{ m}^2 (> 1,000 \text{ m}^2)}$
免税点を越えているため、課税の対象となります。
- 課税標準の算定
 $11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = \underline{11,375.85 \text{ m}^2}$
- 税額計算(資産割)
 $11,375.85 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{6,825,510 \text{ 円}}$

【従業者割】

- 免税点判定
免税点の判定において、合計従業者数から非課税人数(役員以外の 65 歳以上の従業者)を除いた人数で判定します。
 $112 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = \underline{110 \text{ 人} (> 100 \text{ 人})}$
- 課税標準の算定
 $341,600,000 \text{ 円} - 6,102,500 \text{ 円} \div \underline{335,497,000 \text{ 円}} (1,000 \text{ 円未満切捨て})$
- 税額計算(従業者割)
 $335,497,000 \text{ 円} \times 0.25 \div 100 \div \underline{838,742 \text{ 円}} (1 \text{ 円未満切捨て})$

【申告すべき税額】

$6,825,510 \text{ 円} + 838,742 \text{ 円} \div \underline{7,664,200 \text{ 円}} (100 \text{ 円未満切捨て})$

以上のとおり、C 株式会社の事業所税額は 7,644,200 円となります。税額を算出する際に 100 円未満を切り捨てますが、資産割と従業者割の合算後に切捨てを行いますので、切捨てのタイミングにご注意ください。

事例 2

以下の D 株式会社にかかる事業所税額はいくらになりますか。

- 法人名 D 株式会社(倉庫業を営んでいる法人)
- 事業所床面積 30,348.75 m²
(内訳)
 - ① 事務所 273.75 m²
 - ② 社員食堂 75.00 m²
 - ③ 営業用倉庫 30,000.00 m²
- 従業者数 32 人(事業年度末日時点の人数)
- 給与総額 98,600,000 円
(うち役員以外の 65 歳以上の従業者 2 人に支払われた給与 6,102,500 円)

【資産割】

- 免税点判定
免税点の判定において、合計事業所床面積から非課税部分(本事例では福利厚生施設)を除いた面積で判定します。
 $30,348.75 \text{ m}^2 - 75.00 \text{ m}^2 = 30,273.75 \text{ m}^2 (> 1,000 \text{ m}^2)$
免税点を越えているため、課税の対象となります。
- 課税標準の算定
本事例では非課税施設の他に、課税標準の特例に該当する施設(営業用倉庫)があるため、特例控除床面積を算出します。
 $30,000.00 \text{ m}^2 (\text{営業用倉庫}) \times 3/4 (\text{特例控除割合}) = 22,500.00 \text{ m}^2$
したがって、課税標準は
 $30,348.75 \text{ m}^2 - 75.00 \text{ m}^2 - 22,500.00 \text{ m}^2 = 7,773.75 \text{ m}^2$
- 税額計算(資産割)
 $7,773.75 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 4,664,250 \text{ 円}$

【従業者割】

- 免税点判定
免税点の判定において、合計従業者数から非課税人数(本事例では役員以外の 65 歳以上の従業者)を除いた人数で判定します。
 $32 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = 30 \text{ 人} (< 100 \text{ 人})$
免税点を超えていませんので課税にはなりません。

【申告すべき税額】

$4,664,250 \text{ 円} + 0 \text{ 円} \div 4,664,200 \text{ 円} (100 \text{ 円未満切捨て})$

以上のとおり、D 株式会社の事業所税額は 4,664,200 円となります。

なお、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫部分については、前橋市市税条例により減免の適用を受けられますが、本事例は倉庫部分の合計が 30,000 m²であるため、減免の対象となりません。

事例 3

以下の E 株式会社にかかる事業所税額はいくらになりますか。

- 法人名 E 株式会社
- 事業所床面積 右図参照
- 従業者数 25 人(事業年度末日時点の人数)
- 給与総額 90,320,000 円

1,200.00 m²

共用部分	E 社	990.00 m ²
	空室	1440.50 m ²
	○社	1440.50 m ²
	□社	1440.50 m ²

【資産割】

- 免税点判定

E 社の専用部分の床面積は 990.00 m²ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。

共用部分の床面積は次の式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{E 社の共用部分} &= \text{共用部分} \times \frac{\text{共用部分にかかる E 社の専用部分の床面積}}{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}} \\ \text{の 床 面 積} &= 1,200.00 \text{ m}^2 \times \frac{990.00 \text{ m}^2}{990.00 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2} \\ &\approx 223.66 \text{ m}^2 (\text{小数点第 2 位未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\text{E 社の事業所} = 990.00 \text{ m}^2 + 223.66 \text{ m}^2 = \underline{1,213.66 \text{ m}^2} (> 1,000 \text{ m}^2) \\ \text{の 床 面 積}$$

免税点を越えているため、課税の対象となります。

- 課税標準の算定

本事例では非課税面積及び特例面積がないため E 社の事業所床面積が課税標準となります。

$$\underline{1,213.66 \text{ m}^2}$$

- 税額計算(資産割)

$$1,213.66 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{728,196 \text{ 円}}$$

【従業者割】

- 免税点判定

本事例では非課税従業者がないため、合計従業者数で判定します。

$$\underline{25 \text{ 人} (< 100 \text{ 人})}$$

免税点を越えていませんので課税にはなりません。

【申告すべき税額】

$$728,196 \text{ 円} + 0 \text{ 円} \approx \underline{728,100 \text{ 円}} (100 \text{ 円未満切捨て})$$

以上のとおり、E 株式会社の事業所税額は 728,100 円となります。

なお、共用部分の床面積を算出する際は、空室部分の面積も含めて計算しますのでご注意ください。

事例 4

以下の F 株式会社にかかる事業所税額はいくらになりますか。

法人名 F 株式会社(宿泊業)
 事業所床面積 3,300.00 ㎡(明細は表参照)
 従業者数 90 人(事業年度末日時点の人数)

番号	名称	面積	非課税	特例	適用割合	控除面積
1	客室	2,000 ㎡	×	○	1/2	1,000 ㎡
2	事務所	24 ㎡	×	×	—	—
3	フロント・ロビー	60 ㎡	×	○	1/2	30 ㎡
4	食堂(宿泊者用)・厨房	130 ㎡	×	○	1/2	65 ㎡
5	リネン室	24 ㎡	×	○	1/2	12 ㎡
6	食品庫・倉庫	21 ㎡	×	×	—	—
7	中央管理室	20 ㎡	○	×	1/2	10 ㎡
8	消防用設備操作盤	5 ㎡	○	×	1/1	5 ㎡
9	非常用エレベーター	94 ㎡	○	×	1/1	94 ㎡
10	避難階段	140 ㎡	○	×	1/1	140 ㎡
11	廊下	600 ㎡	○	×	1/2	300 ㎡
12	消防・防災設備(消化栓等)	160 ㎡	○	×	1/1	160 ㎡
13	休憩室(従業者用)	12 ㎡	○	×	1/1	12 ㎡
14	仮眠室	10 ㎡	×	×	—	—

【資産割】

- 免税点判定

免税点の判定において、合計事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。本事例では、7～12 が消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等による非課税施設(特定防火対象物であるとして)、13 が福利厚生施設による非課税施設です。

$$3,300.00 \text{ ㎡} - 721.00 \text{ ㎡}(\text{非課税施設の控除面積の合計}) = \underline{2,579.00 \text{ ㎡}}(>1,000 \text{ ㎡})$$

免税点を越えているため、課税の対象となります。

- 課税標準の算定

本事例では非課税施設のほかに、課税標準の特例に該当する施設(ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設があるため、特例控除床面積を算出します。ホテルの特例対象施設は客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です。これは旅館業法に規定するホテル営業等の用に供する施設に限り、風俗関連営業用施設を除きます。

$$3,300.00 \text{ ㎡} - 721.00 \text{ ㎡} - 1,107.00 \text{ ㎡}(\text{特例施設の控除面積の合計}) = \underline{1,472.00 \text{ ㎡}}$$

- 税額計算(資産割)

$$1,472.00 \text{ ㎡} \times 600 \text{ 円} = \underline{883,200 \text{ 円}}$$

【従業者割】

- 免税点判定

本事例では非課税従業者がないため、合計従業者数で判定します。

$$\underline{90 \text{ 人}}(<100 \text{ 人})$$

免税点を越えていませんので課税にはなりません(80 人超のため申告は必要です。)

【申告すべき税額】

$$883,200 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \underline{883,200 \text{ 円}}(100 \text{ 円未満切捨て})$$

(3) 申告書記載例

事例 1

春秋総業株式会社は7月決算の法人で、令和X年8月1日から令和Y年7月31日までの事業年度において、使用している事業用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は次のとおりとします。

◆本社(貸ビルである春秋ビルに入居)

家屋名称	春秋ビル(特定防火対象物に該当)※1
家屋の所在地	前橋市A町1丁目1番地
使用期間	令和X年8月1日から令和Y年7月31日
家屋の延べ床面積	7,273.43㎡
家屋の専用床面積の合計	4,464.04㎡(末日現在)
家屋の共用床面積の合計	2,809.39㎡(防災施設等にかかる非課税床面積1,742.18㎡を含む)
春秋総業の専用床面積	1,217.56㎡(福利厚生施設にかかる非課税床面積122.68㎡及び防災施設等にかかる非課税床面積38.45㎡含む)
従業者数	88人(福利厚生施設に勤務する従業者2人、役員以外の65歳以上の従業者15人及び55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人含む)
給与総額	294,385,871円(福利厚生施設に勤務する従業者2人に支払った給与4,397,889円、役員以外の65歳以上の従業者15人に支払った給与33,005,178円及び55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払った給与4,388,799円含む)

※1 春秋ビルには春秋総業株式会社の特殊関係者である四季総業株式会社(専用面積304.39㎡、共用床面積72.76㎡、従業者数15人)が入居

◆B町営業所

家屋の所在地	前橋市B町2丁目2番地
使用期間	令和X年8月1日から令和Y年4月15日
事業所床面積	849.41㎡(廃止日現在)
従業者数	20人(廃止日現在)
給与総額	33,213,842円(令和X年8月1日から令和Y年4月15日までに支払った給与)

◆C町営業所

家屋の所在地	前橋市C町3丁目3番地
使用期間	令和Y年4月16日から令和Y年7月31日
事業所床面積	948.36㎡(末日現在、福利厚生施設にかかる非課税床面積58.77㎡含む)
従業者数	20人(末日現在)
給与総額	11,233,841円(令和Y年4月16日から令和Y年7月31日までに支払った給与、役員以外の65歳以上の従業者1人に支払った給与2,798,735円含む)

【資産割】

- 免税点判定
本社の共用床面積を求めます。

$$\begin{aligned} \text{本社の共用部分} &= \frac{\text{共用部分の床面積}}{\text{(課税部分)}} \times \frac{\text{共用部分にかかる本社の専用部分の床面積}}{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}} \\ \text{の床面積} &= (2,809.39 \text{ m}^2 - 1,742.18 \text{ m}^2) \times \frac{1,217.56 \text{ m}^2}{4,464.04 \text{ m}^2} \\ &\doteq 291.07 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て}) \end{aligned}$$

事業年度末日現在の合計床面積を求めます。なお、みなし共同事業に該当するため、免税点判定には四季総業株式会社分を含めて算出します。

$$\text{本社の合計床面積} = 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 = 1,508.63 \text{ m}^2$$

$$\text{C町営業所の合計床面積} = 948.36 \text{ m}^2$$

$$\text{四季総業(株)の合計床面積} = 304.39 \text{ m}^2 + 72.76 \text{ m}^2 = 377.15 \text{ m}^2$$

$$\begin{aligned} \text{事業年度末日現在の合計床面積} &= 1,508.63 \text{ m}^2 + 948.36 \text{ m}^2 + 377.15 \text{ m}^2 \\ &= 2,834.14 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

事業年度末日現在の合計床面積から非課税床面積を引いた値で免税点判定をします。
 $2,834.14 \text{ m}^2 - (122.68 \text{ m}^2 + 38.45 \text{ m}^2 + 58.77 \text{ m}^2) = \underline{2,614.24 \text{ m}^2} (> 1,000 \text{ m}^2)$
免税点を越えているため、課税の対象となります。

- 課税標準の算定
算定期間を通じて使用された事業所にかかる課税標準となる床面積を求めます。
本社分 = $1,508.63 \text{ m}^2 - (122.68 \text{ m}^2 + 38.45 \text{ m}^2) = 1,347.50 \text{ m}^2$
算定期間の中途において新設又は廃止された事業所にかかる課税標準となる床面積を求めます。

$$\text{B町営業所分} = 849.41 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} \doteq 637.05 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て})$$

$$\text{C町営業所分} = (948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2) \times \frac{3}{12} \doteq 222.39 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て})$$

よって課税標準は、
 $1,347.50 \text{ m}^2 + 637.05 \text{ m}^2 + 222.39 \text{ m}^2 = \underline{2,206.94 \text{ m}^2}$ となります。

- 税額計算(資産割)
 $2,206.94 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{1,324,164 \text{ 円}}$

以上より、資産割額は 1,324,164 円となります。

免税点判定を行う際は、月割前の値で判定を行います。また、みなし共同事業に該当する場合は、免税点判定には特殊関係者を含めて判定しますが、実際の税額計算では含めずに算出しますのでご注意ください。

次ページに続きます。

【従業者割】

- 免税点判定

事業年度末日現在の従業者数を求めます。なお、みなし共同事業に該当するため、免税点判定は四季総業株式会社分を含めて算出します。

本社の合計従業者数 = 88人

C町営業所の合計従業者数 = 20人

四季総業(株)の合計従業者数 = 15人

事業年度末日の合計従業者数 = 88人 + 20人 + 15人 = 123人

事業年度末日現在の合計従業者数から非課税従業者数を引いた値で免税点判定をします。

$123人 - (2人 + 15人 + 1人) = \underline{105人(>100人)}$

免税点を越えているため、課税の対象となります。

- 課税標準の算定

従業者給与総額を求めます。

$294,385,871円 + 33,213,842円 + 11,233,841円 = 338,833,554円$

非課税従業者給与総額を求めます。

$4,397,889円 + 33,005,178円 + 2,798,735円 = 40,201,802円$

特例による控除給与総額を求めめるため、対象の給与に該当する控除割合をかけて算出します。本事例では、55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払った給与が該当します。

$4,388,799円 \times \frac{1}{2} \div 2,194,399円(1円未満切捨て)$

よって、

$338,833,554円 - 40,201,802円 - 2,194,399円 = 296,437,353円$

1,000円未満を切り捨てますので、課税標準は 296,437,000円 となります。

- 税額計算(従業者割)

$296,437,000円 \times \frac{0.25}{100} \div \underline{741,092円}(1円未満切捨て)$

【申告すべき税額】

$1,324,164円 + 741,092円 \div \underline{2,065,200円}(100円未満切捨て)$

以上より、事業所税額は2,065,200円となります。非課税割合及び特例割合はP33からの別表をご覧ください、対応するものをご確認ください。

次ページより、事例1に基づく事業所税の申告書(第44号様式)及び別表1~4の記載例を掲載しましたので、これを参考にして申告書を作成してください。

受付印	令和 Y 年 9 月 22 日	※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	(宛先) 前橋市長		通信日付印	確認印			99999999	
			申告年月日	令和 Y 年 9 月 22 日				
(フリガナ) 氏名又は称	ハルアキソウギョウ 春秋総業 株式会社	住所 本店	〒371-0088	(電話 027-.....)	事業種目	食料品販売業		
個人番号又は 法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	又は	前橋市大手町五丁目44番			資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円 10,000	
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	ハルアキ イチタロウ 代表取締役 春秋 一太郎	所在地 支店	〒	(電話)	所轄税務署名	前橋 税務署		
令和 X 年 8 月 1 日から令和 Y 年 7 月 31 日までの	事業年度又は 課税期間	の事業所税の	申告書	この申告に 応答する者 の氏名	(電話 027-.....)	総務課 税井 桜子		
資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業 所床面積 ①	㎡	1,508.63	従 業 者 割	従業者給与総額 ⑫	円	338,833,554
	非課税に係る 事業所床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	㎡	1,797.77		非課税に係る従業者給与総額 ⑬	円	40,201,802
		①に係る非課税床面積 ③	㎡	161.13		控除従業者給与総額 ⑭	円	2,194,399
	控除事業所 床面積	②に係る非課税床面積 ④	㎡	58.77		課税標準となる従業者給与 総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	円	296,437,000
		①に係る控除床面積 ⑤	㎡			従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$) ⑯	円	741,092
	課税標準と なる事業所 床面積	②に係る控除床面積 ⑥	㎡			既に納付の確定した従業者割額 ⑰	円	
		①に係る課税標準となる 床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	㎡	1,347.50	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱	円	2,065,200	
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	㎡	859.44	既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑱) ⑲	円	00	
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	㎡	2,206.94	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲) ⑳	円	2,065,200		
	資産割額 (⑨ × 600 円)	円	1,324,164	備考				
	既に納付の確定した資産割額 ㉑	円		関与税理 士氏名	上州 朔太郎 (電話)			

第四十四号様式（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

第 44 号様式の書き方

- 1 「個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 2 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名してください。
- 3 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び前橋市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 4 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載してください(例「食料品販売業」「電気器具製造業」)。
なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○をつけてください。
- 5 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 6 「事業所税の 申告書」は、次により記載をしてください。
 - (1) 法人に対して課する事業所税の申告又は個人に対して課する事業所税の申告の場合は記載の必要はありません。
 - (2) 修正の申告の場合は「修正」と記載してください。
- 7 ①及び②の欄は、別表 1(事業所等明細書)の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」にかかる事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 8 ③及び④の欄は、別表 2(非課税明細書)の⑦の合計で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 9 ⑤及び⑥の欄は、別表 3(課税標準の特例明細書)の⑧の合計で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 10 ⑦の欄は、算定期間が 12 月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載してください。
- 11 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積(算定期間が 12 月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た面積とします。)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます)→ $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日に属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます)→ $\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等→ $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
- 12 ⑫の欄は、別表 1 の従業員給与総額⑩の合計を記載してください。
- 13 ⑬の欄は、別表 2 の非課税従業員給与総額⑪の合計を記載してください。
- 14 ⑭の欄は、別表 3 の控除従業員給与総額⑫の合計を記載してください。
- 15 ⑮の欄は、課税標準となる従業員給与総額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記載してください。
- 16 ⑰及び⑱の欄は、以前の申告で確定した 100 円未満を切り捨てる前の数値を記載してください。
- 17 ⑲、⑳及び㉑の欄は、100 円未満を切り捨てた数値を記載してください。

事業所等明細書

明細区分の別	令和 X 年 8 月 1 日から 令和 Y 年 7 月 31 日まで	※※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		氏名又は 名称	春秋総業 株式会社				
		個人番号又は 法人番号	1	1	1	1	1

※※※※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称		所在地及びビル名		資産割		従業員割	
		事業所用家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積 ㉞ 共用床面積 ㉟	事業所床面積 (㉞+㉟) ㊸	使用した期間(平成年月日) 同上の月数	従業員数 ㊹	従業員給与総額 ㊺ 十億 百万 千 円	
① ② 計	1 2 計	本社	A町1丁目1番地 春秋ビル	1,217.56	1,508.63	から	88	294,385,871	
		前橋市A町8丁目1番1号 夏冬不動産 株式会社	291.07	まで					
① ② 計	1 2 計				1,508.63	から	88	294,385,871	
						まで			
1 ② 計	1 2 計	B町営業所	B町2丁目2番地	849.41	849.41	令和X年8月1日 から	20	33,213,842	
						令和Y年4月15日 まで			
1 ② 計	1 2 計	C町営業所	C町3丁目3番地	948.36	948.36	令和Y年4月16日 から	20	11,233,841	
						令和Y年7月31日 まで			
1 ② 計	1 2 計				1,797.77	から	20	44,447,683	
						まで			
1 2 計	1 2 計					から			
						まで			
1 2 計	1 2 計					から			
						まで			

第四十四号様式別表一（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

第 44 号様式別表 1 (事業所等明細書)の書き方

- 1 「個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 2 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間を記載してください。
- 3 「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 「1」は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、「2」は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものであることを表すものです。また、「計」は「1」又は「2」のそれぞれの合計を表すものです。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付けてください。
 - (3) 明細区分の「1」、「1 の合計」、「2」、「2 の合計」の順で記載してください。
 - (4) 記載する事業所の全てが「1」又は「2」のみである場合は、「計」を記載する必要はありません。
- 4 面積は 1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。
- 5 「専用床面積◎」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用部分の延べ床面積を記載してください。
- 6 「共用床面積◎」の欄は、専用床面積に対応する第 44 号様式別表 4 (共用部分の計算書)の⑥の共用床面積を記載してください。
- 7 「事業所床面積◎」の欄は、「専用床面積◎」と「共用床面積◎」の合計を記載してください。

なお、共用床面積がない場合は、専用面積をこの欄に記載してください。
- 8 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものであれば記載の必要はありません。
- 9 「同上の月数」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます)
→当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます)
→当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
→当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 10 「従業者数◎」の欄は、期末又は廃止の日現在の従業者数を記載してください。

※ 各月の末日現在における従業者の最大数>各月の末日現在における従業者の最小数×2 の場合
→各月の末日現在における従業者数の合計を算定期間の月数で除した数値を記載してください。
- 11 「従業者給与総額◎」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

非課税明細書

算定期間	令和 X 年 8 月 1 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
	令和 Y 年 7 月 31 日まで	氏名又は 名称	春秋総業 株式会社												
		個人番号又 は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	A町一丁目1番地		
非課税の内訳				資産割	従業者割	
				非課税床面積 ㉞	非課税従業者数 ㉟	非課税従業者給与総額 ㊱
	法第701条の34第	3	項第 26 号該当	122.68	2	4,397,889
	法第701条の34第	4	項第 号該当	38.45		
	法第701条の34第		項第 号該当			
	障害者・	65	歳以上の従業者		15	33,005,178
	合		計	161.13	17	37,403,067

※	事業所等の名称	C町営業所	事業所等の所在地	C町3丁目3番地		
非課税の内訳				資産割	従業者割	
				非課税床面積 ㉞	非課税従業者数 ㉟	非課税従業者給与総額 ㊱
	法第701条の34第	3	項第 26 号該当	58.77		
	法第701条の34第		項第 号該当			
	法第701条の34第		項第 号該当			
	障害者・	65	歳以上の従業者		1	2,798,735
	合		計	58.77	1	2,798,735
	非課税事業所床面積等の合計			219.90	18	40,201,802

第四十四号様式別表二（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

第 44 号様式別表 2(非課税明細書)の書き方

- 1 この明細書は、地方税法第 701 条の 34(事業所税の非課税の範囲)の規定の適用がある場合に第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間を記載してください。
- 4 面積は 1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。
- 5 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、共用部分がある(別表 4 を添付する)場合は、共同の用に供する部分の床面積にかかる非課税床面積は記載しないでください。
- 6 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税にかかる従業者数を該当項目ごとに記載してください。
- 7 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 X 年 8 月 1 日から	※※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
	令和 Y 年 7 月 31 日まで	氏名又は 名称 春秋総業 株式会社	個人番号又は 法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※		事業所等の名称	本社			事業所等の所在地	A町1丁目1番地									
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割												
	課税標準の特例適用 対象床面積 (㉞)	控除割 合 (㉟)	控除事業所床面積 (㉞×㉟) (㉟)	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 (㉠)			控除割 合 (㉡)	控除従業者給与総額 (㉠×㉡) (㉢)								
法第701条の41 第 項第 号該当	nf	-----	nf	千億	百万	千円	-----	千億	百万	千円						
法第701条の41 第 項第 号該当		-----					-----									
雇用改善助成対象者							1									
合 計							2									
							4,388,798									
							2,194,399									
							4,388,798									
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割												
法第701条の41 第 項第 号該当	nf	-----	nf	千億	百万	千円	-----	千億	百万	千円						
法第701条の41 第 項第 号該当		-----					-----									
雇用改善助成対象者							1									
合 計							2									
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				控 除 従 業 者 給 与 総 額 の 合 計								2,194,399				

第四十四号様式別表三（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

第 44 号様式別表 3(課税標準の特例明細書)の書き方

- 1 この明細書は、地方税法第 701 条の 41 又は附則第 33 条(事業所税の課税標準の特例)の規定の適用がある場合に第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間を記載してください。
- 4 面積は 1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例にかかる床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
なお、地方税法第 701 条の 41 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 33 条第 1 項から第 5 項までの規定のうち 2 以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。
- 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例にかかる給与等の額(㊦の控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- 7 休止施設がある場合は、この明細書に記載してください(控除割合は 1 分の 1。)。また、休止施設の申請をする場合は、休止施設届出書を添付してください。
※ 休止は特殊な取扱いになりますので、事前にご相談ください。

共用部分の計算書

算定期間	令和 X 年 8 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分						
	令和 Y 年 7 月 31 日まで	氏名又は名称	春秋総業 株式会社										
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※	事業所等の名称	事業所等の所在地
	本社	A町1丁目1番地
専用部分の延べ面積	①	③ の 内 訳 ⑦
	4,464.04	
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	消防設備等に係る共用床面積 ⑦
	1,217.56	530.42
非課税に係る共用床面積	③	防災に関する設備等 ①
	1,742.18	603.51
③以外の共用床面積	④	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑧ (× $\frac{1}{2}$)
	1,067.21	608.25
共用床面積の合計(③+④)	⑤	⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積 ⑨
	2,809.39	
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合 計 (⑦～⑨) ⑩
	291.07	1,742.18

※	事業所等の名称	事業所等の所在地
専用部分の延べ面積	①	③ の 内 訳 ⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	消防設備等に係る共用床面積 ⑦
非課税に係る共用床面積	③	防災に関する設備等 ①
		603.51
③以外の共用床面積	④	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑧ (× $\frac{1}{2}$)
		608.25
共用床面積の合計(③+④)	⑤	⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積 ⑨
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合 計 (⑦～⑨) ⑩

第四十四号様式別表四（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

第 44 号様式別表 4 (共用部分の計算書) の書き方

- 1 事業所用家屋に共同で使用する部分(以下共用部分)がある場合に 44 号様式別表 1 に添付してください。
※ 1 つの家屋全体を専用している場合や一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。
- 2 「個人番号又は法人番号」の欄に個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間を記載してください。
- 4 面積は 1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。
- 5 ①の欄は、共用部分以外の部分(以下専用部分)で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ床面積を記載してください。
- 6 ②の欄は、①の専用部分の延べ床面積のうち、この申告書にかかる事業所部分の専用床面積を記載してください。
※ 第 44 号様式別表 1 の「専用床面積②」の欄と一致するかを確認してください。
- 7 ③の欄は、④の欄の数値を記載してください。
- 8 ⑦の欄は、次により記載してください。ただし、⑧、⑨及び⑩の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。
 - (1) ⑧の欄は、共用床面積のうち、消防設備等(P39 参照)にかかる床面積を記載してください。
 - (2) ⑨の欄は、共用床面積のうち、避難階段等の防災設備で全部が非課税となる部分の床面積(P39 参照)について記載してください。
 - (3) ⑩の欄は、共用床面積のうち、廊下等の防災設備で 2 分の 1 が非課税となる部分の床面積(P40 参照)に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載してください。
 - (4) ⑪の欄は、共用床面積のうち、⑧、⑨及び⑩以外の非課税にかかる共用床面積を記載してください。
 - (5) ⑦～⑪に記載がある場合は、別表 2 に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

事例 2

まえばし株式会社は 3 月決算の法人で、令和 X 年 4 月 1 日から令和 Y 年 3 月 31 日までの事業年度において、使用している事業用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は次のとおりとします。

◆本店(貸ビルである群馬ビルに入居)

家屋名称	群馬ビル
家屋の所在地	前橋市D町 1 丁目 1 番地
使用期間	令和 X 年 4 月 1 日から令和 Y 年 3 月 31 日
事業所床面積	下記図参照
従業者数	206 人(役員以外の 65 歳以上の従業者 6 人含む)
給与総額	370,611,410 円(役員以外の 65 歳以上の従業者 6 人に支払った給与 13,811,000 円含む)

他社使用 (1,100.00 m ²)	他社使用 (1,100.00 m ²)	他社使用 (1,100.00 m ²)
共用部分 (660.00 m ²)		
まえばし株式会社 本店 (3,300.00 m ²)		うち社員食堂 (189.00 m ²)

◆支店①(この支店は、心身障害者を多数雇用する事業所等に該当しています)

家屋の所在地	前橋市E町 2 丁目 2 番地
使用期間	令和 X 年 4 月 1 日から令和 Y 年 3 月 31 日
事業所床面積	935.00 m ² (うち福利厚生施設にかかる非課税床面積 202.00 m ² 含む)
従業者数	32 人(うち心身障害従業者 17 人含む)
給与総額	44,681,000 円(うち心身障害従業者 17 人に支払った給与 17,081,500 円含む)

◆支店②

家屋の所在地	前橋市F町 3 丁目 3 番地
使用期間	令和 X 年 4 月 1 日から令和 X 年 7 月 17 日
事業所床面積	1,612.00 m ² (廃止日現在)
従業者数	115 人(廃止日現在)
給与総額	221,772,100 円(令和 X 年 4 月 1 日から令和 X 年 7 月 17 日までに支払った給与額)

【資産割】

- 免税点判定

本店の共用床面積を求めます。

$$\begin{aligned} \text{本店の共用部分} &= \text{共用部分} \times \frac{\text{共用部分にかかる本店の専用部分の床面積}}{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}} \\ \text{の床面積} &= 660.00 \text{ m}^2 \times \frac{3,300.00 \text{ m}^2}{6,600.00 \text{ m}^2} \\ &= 330.00 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て}) \end{aligned}$$

事業年度末日現在の合計床面積を求めます。

$$\begin{aligned} \text{本店の合計床面積} &= 3,300.00 \text{ m}^2 + 330.00 \text{ m}^2 = 3,630.00 \text{ m}^2 \\ \text{支店①の合計床面積} &= 935.00 \text{ m}^2 \\ \text{事業年度末日現在の合計床面積} &= 3,630.00 \text{ m}^2 + 935.00 \text{ m}^2 = 4,565.00 \text{ m}^2 \\ \text{事業年度末日現在の合計床面積から非課税床面積を引いた値で免税点判定をします。} \\ 4,565.00 \text{ m}^2 - (189.00 \text{ m}^2 + 202.00 \text{ m}^2) &= \underline{4,174.00 \text{ m}^2} (> 1,000 \text{ m}^2) \end{aligned}$$

免税点を越えているため、課税の対象となります。

- 課税標準の算定

算定期間を通じて使用された事業所にかかる課税標準となる床面積を求めます。

$$\begin{aligned} \text{本店分} &= 3,630.00 \text{ m}^2 - 189.00 \text{ m}^2 \\ &= 3,441.00 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{支店①} &= (935.00 \text{ m}^2 - 202.00 \text{ m}^2) - (935.00 \text{ m}^2 - 202.00 \text{ m}^2) \times \frac{1}{2} \\ &= 366.50 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て}) \end{aligned}$$

算定期間の中途において新設又は廃止された事業所にかかる課税標準となる床面積を求めます。

$$\begin{aligned} \text{支店②} &= 1,612.00 \text{ m}^2 \times \frac{4}{12} \\ &\simeq 537.33 \text{ m}^2 (\text{小数点第2位未満切捨て}) \end{aligned}$$

よって課税標準は、

$$3,441.00 \text{ m}^2 + 366.50 \text{ m}^2 + 537.33 \text{ m}^2 = \underline{4,344.83 \text{ m}^2} \text{となります。}$$

- 税額計算(資産割)

$$4,344.83 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{2,606,898 \text{ 円}}$$

以上より、資産割額は 2,606,898 円となります。

免税点判定の際は、算定期間末日時点での事業所床面積で行います。また、非課税割合及び特例割合はP33からの別表をご覧ください、対応するものをご確認ください。

次ページに続きます。

【従業者割】

- 免税点判定
事業年度末日現在の従業者数を求めます。
本店の合計従業者数 = 206人
支店①の合計従業者数 = 32人
事業年度末日の合計従業者数 = 206人 + 32人 = 238人
事業年度末日現在の合計従業者数から非課税従業者数を引いた値で免税点判定をします。
 $238人 - (6人 + 17人) = \underline{215人(>100人)}$
免税点を越えているため、課税の対象となります。
- 課税標準の算定
従業者給与総額を求めます。
 $370,611,410円 + 44,681,000円 + 221,772,100円 = 637,064,510円$
非課税従業者給与総額を求めます。
 $13,811,000円 + 17,081,500円 = 30,892,500円$
よって、
 $637,064,510円 - 30,892,500円 = 606,172,010円$
1,000円未満を切り捨てますので、課税標準は 606,172,000円 となります。
- 税額計算(従業者割)
 $606,172,000円 \times \frac{0.25}{100} = \underline{1,515,430円}$ (1円未満切捨て)

【申告すべき税額】

2,606,898円 + 1,515,430円 \div 4,122,300円 (100円未満切捨て)

以上より、事業所税額は 4,122,300円 となります。非課税割合及び特例割合は P33 からの別表をご覧ください、対応するものをご確認ください。

次ページより、事例 2 に基づく事業所税の申告書(第 44 号様式)及び別表 1~4 の記載例を掲載しましたので、これを参考にして申告書を作成してください。

① 共用部分の床面積がある場合は、共用床面積を算出し別表4を作成します。

共用部分の計算書		令和 X 年 4 月 1 日から 令和 Y 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項 氏名又は 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
		まえばし 株式会社		000000000000000000			
事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	前橋市D町1丁目1番地				
① 専用部分の延べ面積	6,600.00	③ の内訳		⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積	3,300.00	消防設備等に係る共用床面積		⑦			
③以外の共用床面積	0	防火に関する設備等		①			
③以外の共用床面積	660.00	2分の1が非課税となる共用床面積		② (× $\frac{1}{2}$)			
共用床面積の合計(③+④)	660.00	⑦～②以外の非課税に係る共用床面積		②			
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{2}{1}$)	330.00	合 計 (⑦～②)		②			

第四十四号様式別表四（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

② 別表4作成後、別表1を作成します。

事業所等明細書		明細区分の別		令和 X 年 4 月 1 日から 令和 Y 年 3 月 31 日まで	※ 処理事項 氏名又は 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
		1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の途中において新設又は廃止された事業所等		まえばし 株式会社		000000000000000000			
事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積 ⑦	事業所床面積 (⑦+⑧) ⑧	使用した期間(平成年月日) 向上の月数	従業員数 ⑤	従業員給与総額 ⑥			
① 本店	前橋市D町1-1 群馬ビル	3,300.00	3,630.00	から まで	206	370,611,410			
① 支店①	前橋市B町2-2	935.00	935.00	から まで	32	44,681,000			
① ①			4,565.00	から まで	238	415,292,410			
① 支店②	前橋市F町3-3	1,612.00	1,612.00	令和X年4月1日 まで	115	221,772,100			
① ②	前橋市西町高崎44-4 △△商事 有限会社		1,612.00	令和X年7月17日 まで	115	221,772,100			

第四十四号様式別表一（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

③ 非課税にかかる床面積及び従業員の方がいる場合は、別表2を作成します。

非課税明細書		算定期間	令和 X 年 4 月 1 日から 令和 Y 年 3 月 31 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				氏名又は 名称	まえばし 株式会社				
				個人番号又は 法人番号	000000000000000000				
※	事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	前橋市D町1丁目1番地					
非課税の内訳				資産割	従業員割				
				非課税床面積 ㉞	非課税従業員数 ㉟	非課税従業員給与総額 ㊱			
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				189.00					
法第701条の34第 項第 号該当									
法第701条の34第 項第 号該当									
障害者・ 65 歳以上の従業員					6	13,811,000			
合計				189.00	6	13,811,000			
※	事業所等の名称	支店㉑	事業所等の所在地	前橋市E町2丁目2番地					
非課税の内訳				資産割	従業員割				
				非課税床面積 ㉞	非課税従業員数 ㉟	非課税従業員給与総額 ㊱			
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				202.00					
法第701条の34第 項第 号該当									
法第701条の34第 項第 号該当									
障害者・ 65 歳以上の従業員					17	17,081,500			
合計				202.00	17	17,081,500			
非課税事業所床面積等の合計				391.00	23	30,892,500			

第四十四号様式別表二（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

④ 課税標準の特例にかかる床面積及び従業員の方がいる場合は、別表3を作成します。

課税標準の特例明細書		算定期間	令和 X 年 4 月 1 日から 令和 Y 年 3 月 31 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				氏名又は 名称	まえばし 株式会社				
				個人番号又は 法人番号	000000000000000000				
※	事業所等の名称	支店㉑	事業所等の所在地	前橋市E町2丁目2番地					
課税標準の特例内訳		資産割		従業員割					
		課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊲	課税標準の特例適用対象 従業員給与総額 ㊳	控除割合 ㉟	控除従業員給与総額 (㊳×㉟) ㊴		
法第701条の41 第 2 項第 号該当		733.00	1/2	366.50					
法第701条の41 第 項第 号該当									
雇用改善助成対象者						1/2			
合計				366.50					
※	事業所等の名称	支店㉑	事業所等の所在地	前橋市E町2丁目2番地					
課税標準の特例内訳		資産割		従業員割					
		課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊲	課税標準の特例適用対象 従業員給与総額 ㊳	控除割合 ㉟	控除従業員給与総額 (㊳×㉟) ㊴		
法第701条の41 第 項第 号該当									
法第701条の41 第 項第 号該当									
雇用改善助成対象者						1/2			
合計				366.50					
控除事業所床面積の合計				366.50	控除従業員給与総額の合計				

第四十四号様式別表三（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

⑤ 別表 1~4 をもとに、第 44 号様式を作成します。

令和 X 年 5 月 10 日		※ 処理事項		発信年月日		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
受付印		(宛先) 前橋市長		通信日付印		確認印		申告年月日		令和 X 年 5 月 10 日		00000000			
(フリガナ) 氏名又は名称 まえばし 株式会社		住所 本店		〒371-..... (電話 027-.....)		事業種目		物品販売業		資本金の額又は出資金の額		10,000		千 百 円	
(フリガナ) 個人番号又は法人番号 000000000000000000		住所 又は 所在地		〒371-..... (電話 027-.....)		所轄税務署名		前橋		この申告に 応答する者 の氏名		齋藤 一郎		(電話 027-371-0000)	
(フリガナ) 法人の代表者氏名 前橋 五郎太		申告書		令和 X 年 4 月 1 日から令和 Y 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間		の事業所税の		申告書							
資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	4,565.00	従 業 者 割	従業者給与総額 ⑫	637,064,510									
		算定期間の中で中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	1,612.00		非課税に係る従業者給与総額 ⑬	30,892,500									
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	391.00	控除従業者給与総額 ⑭											
		②に係る非課税床面積 ④	58.77	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	606,172,000										
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤	366.50	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯	1,515,430										
		②に係る控除床面積 ⑥		既に納付の確定した従業者割額 ⑰											
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{\#}{12}$ ⑦	3,807.50	資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰) ⑱	4,122,300										
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	537.33	既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰) ⑲	00										
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	4,344.83	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲) ⑳	4,122,300										
	資産割額 (⑨ × 600 円) ㉑	2,606,898	備考												
既に納付の確定した資産割額 ㉒		関与税理士氏名		(電話)											

第十四号様式（地方税法施行規則第二十四条の二十九関係）

※ 詳しい内容につきましては、事例 1 のそれぞれに対応する書き方をご覧ください。

8 事業所税のその他の申告書等

第 44 号様式以外の提出書類の記載例を掲載しております。該当のページをご覧ください、作成の見本としてお使いください。

なお、これらは該当するものがある場合にのみ提出をしてください。

書 類	掲 載 ペー ジ	内 容
従業者給与総額月別 内訳明細表	P 73	算定期間中に支払われた給与の明細等を記載するものです。
障害者・65歳以上の従 業者及び雇用改善助成 対象者給与支払明細書	P 74	障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者に対して支払われた給与の明細等を記載するものです。
みなし共同事業に 係る明細書	P 75	みなし共同事業に該当する場合、これにかかる明細を記載するものです。
前橋市市税条例による 事業所税減免申請書	P 76	前橋市市税条例による減免に該当する場合、これにかかる内容を記載するものです。あわせて、前橋市市税条例による減免申請計算書の提出が必要となります。 ※ 平成 29 年 11 月に計算書を一部変更しました。
事業所税更正請求書	P 78	納付税額が過大である場合、更正の請求をするために使用します。
休止施設届出書	P 79	課税標準の算定期間の末日以前 6 か月以上連続して休止していたと認められる施設がある場合に使用します。
事業所等新設・廃止・ 異動申告書	P 80	市内において事業所を新設、廃止又は異動があった場合に使用します。
事業所税 事業所用 家屋の貸付け等申告書	P 81	事業所用家屋の全部又は一部を他の事業を行う者に貸付けを行った場合に使用します。

※ 納税管理人申告(承認申請)書については省略しています

(1) 従業者給与総額月別内訳明細表

従業者給与総額月別内訳明細表						氏名又は事業所等の名称		〇〇株式会社				
区分 年月	従業者給与総額 ①		障害者及び(65)歳以上の者の給与等 ②		雇用改善助成対象者の給与等×1/2 ③		非課税対象施設に係る従業者給与総額 ④		課税標準の特例控除従業者給与総額 ⑤		差引課税標準となる従業者給与総額 ①-②-③-④-⑤ ⑥	
	人	円	人	円	円	人	円	円	人	円	人	円
X 8	108	21,177,098	16	2,037,744	137,150	2	274,868			91	18,727,336	
X 9	108											
X 10	108											
X 11	108											
X 12	108											
Y 1	108											
Y 2	108	省略		省略	省略		省略				省略	
Y 3	108											
Y 4	108											
Y 5	108											
Y 6	108											
Y 7	108	21,177,097	15	2,090,045	137,153	2	274,868			91	18,675,031	
12月賞与	108	33,883,355	15	5,370,589	219,439	2	659,674			91	27,633,653	
6月賞与	108	50,825,034	16	5,823,485	329,161	2	439,789			90	44,232,599	
未払金												
計		338,833,554		35,803,913	2,194,399		4,397,889				296,437,353	

従業者給与総額月別内訳明細表の注意事項

- ①の欄は、該当の事業所等に勤務する全ての従業者の人数及び給与総額を記載してください。
※ パートタイマーへの給与や役員給与で法人税法上損金算入できるもの等は含みますが、退職金や所得税法上非課税とされる通勤手当等は除きます。詳しくはP16をご覧ください。
- ②の欄は、障害者及び65歳以上に該当する方の人数及び給与総額を記載してください。ただし、その方が役員の場合には対象となりません。
- ③及び⑤の欄は、それぞれに適用すべき割合を適用した後の給与総額を記載してください。
- ④の欄は、非課税対象施設にかかる従業者の給与総額を記載してください。
- ⑥の欄は、差引された課税標準となる給与総額を記載してください。
- 未払金の欄は、未払金として損金経理されている給与等を記載してください。
※ すでに支払いの義務が発生し未払金として損金経理されている給与等は課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含まれます。

(2) 障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書			算定期間	令和 X 年 8 月 1 日から 令和 Y 年 7 月 31 日まで	氏名又は名称	〇〇 株式会社	
氏名	1 障害者 2 65歳以上 3 雇用改善助成対象者	生年月日	対象となった年月日	非課税・特例の対象期間		左記に対する支払い給与等の額	
〇〇 〇〇	① 2 3	a 6 月 30	X 9 月 16	X 年 10 月から	Y 年 7 月まで	1,386,780 円	
	1 2 3	.	2	3	から	まで	4 円
	1 2 3	.	2	3	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
省略	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
△△ △△	1 ② 3	b 1 1	U 1 1	X 8 月から	Y 7 月まで	2,201,860 円	
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
省略	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
□□ □□	1 2 ③	c 2 2	T 8 1	X 8 月から	Y 7 月まで	2,194,399 円	
省略	1 2 3	.	.	.	から	まで	円
非課税合計	① 9 人 ② 7 人					5	40,201,802 円
課税標準の特例合計	③ 2 人					6	4,388,799 円

(注) 従前の60歳以上の非課税適用は、平成18年4月以降の事業開始年から平成25年までに、段階的に65歳まで引き上げられた。事業開始時既に年齢到達している者及び、事業期間中に年齢到達した以後の給与等が、非課税となる事業期間内であった給与等の額となります。

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書の注意事項

- 1 上の区分に応じて、1～3の該当するものに○をつけてください。
- 2 区分の対象となった年月日を記載してください。
- 3 申告の算定期間のうち、非課税・特例の対象期間を記載してください。
- 4 該当者の方に支払った給与等の支払い金額を記載してください。
なお、支払額の算定方法につきましては、P13をご参照ください。
- 5 非課税従業者(1及び2に該当する方)の方に支払った給与等の合計額を記載してください。
- 6 雇用改善助成対象者(3に該当する方)の方に支払った給与等の合計額を記載してください。

※ 障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者の判定につきましては、P13をご参照ください。

(3) みなし共同事業に係る明細書

みなし共同事業に係る明細書		氏名又は名称	〇〇 株式会社		1	定期間	令和X年8月1日から令和Y年7月31日まで				
		みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等	所在地	前橋市A町1丁目1番地		2	事業所床面積	885.78	従業員数	103	3
							春秋ビル				
区分		事業所床面積 (資産割)			従業員数 (従業員割)		④ 及 の 内 訳				
特殊関係者を有する者あり	所在地 (住所)	専用床面積	非課税床面積	従業員数	非課税従業員数	法701条の34	事業所床面積	従業員数	非課税の内訳	事業所床面積	従業員数
	前橋市A町1丁目1番地	① 1,217.56	④ 161.13	⑥ 88	⑦ 2	第 3 項第 26 号該当	122.68	2	第 項第 号該当		
	名称 (氏名)	② 291.07	⑤ 1,374.50	⑧ 17	⑨ 15	第 4 項第 号該当	38.45		障害者・63歳以上の従業員		15
	〇〇 株式会社	事業所床面積 (①+②) ③		⑩-⑪	⑬	法701条の34			合計		
		1,508.63		71	15	第 項第 号該当					
4	所在地 (住所)	専用床面積	非課税床面積	従業員数	非課税従業員数	法701条の34			法701条の34		
	前橋市A町1丁目1番地	① 304.39	④	⑥ 15	⑦	第 項第 号該当			第 項第 号該当		
	名称 (氏名)	② 72.76	⑤ 377.15	⑧	⑨	第 項第 号該当			障害者・63歳以上の従業員		
	◇◇ 株式会社	事業所床面積 (①+②) ③		⑩-⑪	⑬	法701条の34			合計		
		377.15		15	15	第 項第 号該当					
特殊関係者	所在地 (住所)	専用床面積	非課税床面積	従業員数	非課税従業員数	法701条の34			法701条の34		
		①	④	⑥	⑦	第 項第 号該当			第 項第 号該当		
	名称 (氏名)	②	⑤	⑧	⑨	第 項第 号該当			障害者・63歳以上の従業員		
		③		⑩-⑪	⑬	法701条の34			合計		
						第 項第 号該当					
特殊関係者	所在地 (住所)	専用床面積	非課税床面積	従業員数	非課税従業員数	法701条の34			法701条の34		
		①	④	⑥	⑦	第 項第 号該当			第 項第 号該当		
	名称 (氏名)	②	⑤	⑧	⑨	第 項第 号該当			障害者・63歳以上の従業員		
		③		⑩-⑪	⑬	法701条の34			合計		
						第 項第 号該当					
特殊関係者	所在地 (住所)	専用床面積	非課税床面積	従業員数	非課税従業員数	法701条の34			法701条の34		
		①	④	⑥	⑦	第 項第 号該当			第 項第 号該当		
	名称 (氏名)	②	⑤	⑧	⑨	第 項第 号該当			障害者・63歳以上の従業員		
		③		⑩-⑪	⑬	法701条の34			合計		
						第 項第 号該当					
事業所床面積合計 (⑤の合計)		5	1,751.65	従業員数合計 (⑬の合計)		6	86				

みなし共同事業に係る明細書の注意事項

- 1 特殊関係者を有する者の課税標準の算定期間を記載してください。
- 2 この明細書に記載した③の合計を記載してください。
- 3 この明細書に記載した⑥の合計を記載してください。
- 4 P22「ア 特殊関係者の範囲」にある①～⑦で該当する番号を記載してください。
- 5 この明細書に記載した⑤の合計を記載してください。
- 6 この明細書に記載した⑬の合計を記載してください。

(4) 事業所税減免申請書


ア 前橋市市税条例による減免申請計算書

前橋市市税条例による減免申請計算書					
氏名又は名称	〇〇株式会社			事業年度の月数	⑦ 12 / 12
減免対象となる事業所等についての内訳					
記入例: 事業年度の月数が12/12、使用した期間が9月、減免割合が資産割・従業員割ともに1/1の場合					
対象の事業所所在地	前橋市〇×町1-1			使用した期間	⑥ 9 月
対象の事業所床面積	①	1,000.00	㎡	減免の対象となる床面積	④ 500.00 ㎡
①のうち、非課税の床面積	②	300.00	㎡	④に係る減免の基礎となる床面積	⑤ 375.00 ㎡
①のうち、特例控除の床面積	③	200.00	㎡	⑤=④/12×⑦、⑧=⑤×⑥/⑦、小数点第2位未満切り捨て	市税条例にかかる減免の割合 1 / 1
				減免資産割額 【A】	225,000 円
				(A=⑤×600円×減免の割合、1円未満切り捨て)	
対象の従業員給与総額	⑧	100,000,000	円	減免の対象となる給与総額(1,000円未満切り捨て)	⑪ 30,000,000 円
⑧のうち、非課税の給与総額	⑨	50,000,000	円	市税条例にかかる減免の割合	1 / 1
⑧のうち、特例控除の給与総額	⑩	20,000,000	円	減免従業員割額 【B】	75,000 円
				(B=⑩×0.25/100×減免の割合、1円未満切り捨て)	
1					
対象の事業所所在地	A町2丁目2番地			使用した期間	⑥ 12 月
1 対象の事業所床面積	①	1,508.63	㎡	4 減免の対象となる床面積	④ 625.61 ㎡
①のうち、非課税の床面積	2 ②	161.13	㎡	④に係る減免の基礎となる床面積	⑤ 625.61 ㎡
3 ①のうち、特例控除の床面積	③	50.00	㎡	⑤=④/12×⑦、⑧=⑤×⑥/⑦、小数点第2位未満切り捨て	市税条例にかかる減免の割合 1 / 2
				減免資産割額 【A】	187,683 円
				(A=⑤×600円×減免の割合、1円未満切り捨て)	
1 対象の従業員給与総額	⑧	338,833,554	円	減免の対象となる給与総額(1,000円未満切り捨て)	⑪ 296,437,000 円
⑧のうち、非課税の給与総額	2 ⑨	40,201,802	円	市税条例にかかる減免の割合	1 / 2
3 ⑧のうち、特例控除の給与総額	⑩	2,194,399	円	減免従業員割額 【B】	370,546 円
				(B=⑩×0.25/100×減免の割合、1円未満切り捨て)	
2					
対象の事業所所在地				使用した期間	⑥ 月
対象の事業所床面積	①		㎡	減免の対象となる床面積	④ ㎡
①のうち、非課税の床面積	②		㎡	④に係る減免の基礎となる床面積	⑤ ㎡
①のうち、特例控除の床面積	③		㎡	⑤=④/12×⑦、⑧=⑤×⑥/⑦、小数点第2位未満切り捨て	市税条例にかかる減免の割合 /
				減免資産割額 【A】	円
				(A=⑤×600円×減免の割合、1円未満切り捨て)	
対象の従業員給与総額	⑧		円	減免の対象となる給与総額(1,000円未満切り捨て)	円
⑧のうち、非課税の給与総額	⑨		円	市税条例にかかる減免の割合	/
⑧のうち、特例控除の給与総額	⑩		円	減免従業員割額 【B】	円
				(B=⑩×0.25/100×減免の割合、1円未満切り捨て)	

前橋市市税条例による減免申請計算書の注意事項

- 1 対象となる事業所の延べ床面積を記載してください。
- 2 対象事業所にかかる非課税床面積及び非課税従業員給与総額を記載してください。
- 3 対象事業所にかかる課税標準の特例控除の床面積及び課税標準の特例控除の従業員給与総額を記載してください。
- 4 減免対象の床面積及び給与総額を記載してください(非課税及び課税標準の特例控除で控除されている分は減免の対象になりません。必ず(④≤①-②-③)、(⑪≤⑧-⑨-⑩)となっていることをご確認ください。)

イ 前橋市市税条例による減免申請書

		管理番号		
	事業所税減免申請書 (前橋市市税条例による減免用)			
	令和 Y 年 9 月 20 日 (宛先)前橋市長			
申請者 (納税義務者)	住所又は 所在地	本店	前橋市A町2丁目2番地 (電話番号)	
		支店	(電話番号)	
	氏名又は 名称		○○ 株式会社	
	法人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	法人の 代表者氏名		○○ ○○	
事業所税の減免を受けたいので、前橋市市税条例第125条の26第2項の規定により、下記のとおり申請します。				
事業年度 または 課税期間	令和 X 年 8 月 1 日 から 令和 Y 年 7 月 31 日 まで		事業年度の月数 (第44号様式⑦欄)	12 <hr/> 12
事業所税額	資産割額 (円)	1,324,164 (第44号様式⑩欄)	従業者割額 (円)	741,092 (第44号様式⑩欄)
	合計 2,065,200 円 (第44号様式⑩欄)			
減免となる資産割	対象床面積 (㎡)	625.61 (計算書④欄の合計)	減免額 (円)	187,683 (計算書【A】欄の合計)
減免となる従業者割	対象 給与総額(円)	296,437,000 (計算書⑩欄の合計)	減免額 (円)	370,546 (計算書【B】欄の合計)
減免額 (資産割+従業者割)	合計 558,300 円 (100円未満切り上げ)			
減免を受けようとする 事由	前橋市市税条例施行規則第14条第1項第 3 号該当			
添付書類 (注) 該当する□にレ印を 付けてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 減免を受けようとする事由を証明する書類 [事由を証明する書類の名前を記載してください。] <input checked="" type="checkbox"/> 前橋市税条例による減免申請計算書			

【申請上の注意】

1. この申請書は納期限前7日までに提出してください(必着)。
2. 申請を受けようとする事由を証明する書類およびその対象施設の平面図を添付してください。
3. 減免後にその事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告してください。

前橋市市税条例による減免申請計算書の注意事項

- 1 前橋市市税条例による減免申請計算書の④の合計を記載してください。
- 2 前橋市市税条例による減免申請計算書の【A】の合計を記載してください。
- 3 前橋市市税条例による減免申請計算書の⑩の合計を記載してください。
- 4 前橋市市税条例による減免申請計算書の【B】の合計を記載してください。
- 5 P45「(3) 減免対象施設一覧表」をご参照いただき、該当する事由の番号を記載してください。

(5) 事業所税更正請求書



管理番号

事業所税更正請求書

令和X年9月1日

(宛先) 前橋市長

住所又は本店所在地	群馬県前橋市A町1丁目1番地		(フリガナ) 法人の代表者氏名	〇〇 〇〇	
(フリガナ) 氏名又は名称	〇〇 株式会社		(所属) (氏名)	経理部 ΔΔ ΔΔ	
個人番号又は法人番号	1	1	この請求に応答する者	(電話)	
地方税法第20条の9の3の規定に基づき下記のとおり事業所税の更正の請求をします。					
事業年度又は課税期間 令和X年9月1日から 令和X年9月1日まで					
		更正請求前	更正請求後	差引 (A) - (B)	
事業に係る事業所税	事業所面積	① 算定期間を通じて使用された事業所床面積	1,508.63	1,306.42	203.21
		② 算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積	1,797.77	1,797.77	
	非課税に係る事業所床面積	③ ①にかかる非課税面積	161.13	161.13	
		④ ②にかかる非課税面積	58.77	58.77	
	控除事業所面積	⑤ ①にかかる控除床面積			
		⑥ ②にかかる控除床面積			
	課税標準となる事業所面積	⑦ ①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × 12/12	1,347.50	1,144.29	
		⑧ ②に係る課税標準となる床面積 (②-④-⑥) × /12	859.44	859.44	
		⑨ 課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	2,206.94	2,003.73	
		資産割額 (⑨ × 6.00%)	1,324.164	1,202.238	121.926
従業者割	従業者給与総額	338,833,554	338,833,554		
	非課税に係る従業者給与総額	40,201,802	40,201,802		
	控除従業者給与総額	2,194,399	2,194,399		
	課税標準となる従業者給与総額 (⑪-⑫-⑬)	296,437,000	296,437,000		
	従業者割額 (⑭ × 0.25/100)	741,092	741,092		
この請求により請求すべき事業所税額 (⑩+⑮)		2,065,200	1,943,300	121,900	
請求理由			<input type="checkbox"/> 銀行・金庫 <input checked="" type="checkbox"/> A町 本店支店 <input type="checkbox"/> 農協・組合		
更正請求に至った経緯や理由などを詳しく記載してください。			振込先 口座名義人 〇〇 株式会社 普通・当座 No. 11111111		

事業所税更正請求書の注意事項

- 1 当初に申告を行った数値を記載してください。
- 2 更正の請求により変更となった数値を記載してください。
- 3 1,000円未満を切り捨てて記載してください。
- 4 100円未満を切り捨てて記載してください。
- 5 請求理由等を詳しく記載してください。

※ 更正請求を行う際は、更正の証拠となる書類及び更正後で計算を行った第44号様式の申告書一式を添付してください。

(6) 事業所税 休止施設届出書

事業所税 休止施設届出書

令和X年12月1日		
(宛先) 前橋市長		
申告者	氏名又は名称	〇〇 株式会社
	事業所の代表者氏名	〇〇 〇〇
	住所又は所在地	〒 370-..... 群馬県前橋市A町1丁目1番地 (電話番号 027-.....)
	この届出に应答する 担当者の氏名	△△ △△ (電話番号 027-.....)

以下のとおり、休止施設の状況について届け出ます。

事業所等の名称	本店	
事業所等の所在地	〒 371-..... 群馬県前橋市A町1丁目1番地	
家屋の延べ床面積	1 1,800.00	2 600.00
休止の理由及び施設の状況 (できるだけ具体的にご記入ください)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 150px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">3</div> 休止に至った経緯や施設の状況などを詳しく記載してください。 </div>		

事業所税 休止施設届出書の注意事項

- 1 休止施設の対象家屋の延べ床面積を記載してください。
- 2 休止部分の面積を記載してください。
- 3 休止理由等を詳しく記載してください。

※ 休止施設は特殊な取扱いになりますので、P19「(8) 休止施設」をご覧くださいとともに、事前にご相談いただくようお願いいたします。
また、初年度の申請時は、写真や現地調査で状況を確認させていただき、次年度以降も同様に確認をさせていただく場合があります。

(7) 事業所税 事業所等の新設・廃止・異動申告書

事業所税 事業所等の新設・廃止・異動申告書		管理番号												
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和Y年5月10日 (宛先)前橋市長	申告者	住所又は所在地	群馬県前橋市A町1丁目1番地											
		(フリガナ) 氏名又は名称	〇〇 株式会社											
		法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	〇〇 〇〇											
		この申告に回答する者の氏名	所属	電話番号 (027-.....)										
	1	申告書送付先	群馬県前橋市B町2丁目2番地											
地方税法第701条の52第1項及び前橋市市税条例第125条の24第1項の規定により、次のとおり申告します。														
新設、廃止又は異動の年月日	令和 Y 年 4 月 15 日	2	新設 () 廃止 () 異動 ()											
事業年度又は課税期間	令和 X 年 8 月 1 日 ~ 令和 Y 年 7 月 31 日													
事業種目	卸売業	資本金の額又は出資金の額	10,000,000 円											
事業所等の所在地	群馬県前橋市C町3丁目3番地													
事業所等の名称	C町営業所													
建物の名称														
従業者数	20 人													
床面積	(専用床面積)	600.00 m ²	(合計床面積)	800.00 m ²										
	(共用床面積)	200.00 m ²		自己 (他者)										
貸主の住所又は所在地	群馬県前橋市C町1丁目1番地													
貸主の氏名又は名称	C町商事 株式会社													
4	市内合計床面積	1500.00 m ²	市内合計従業者数	40 人	5									
	関与税理士氏名	〇〇会計 〇〇												
備考														

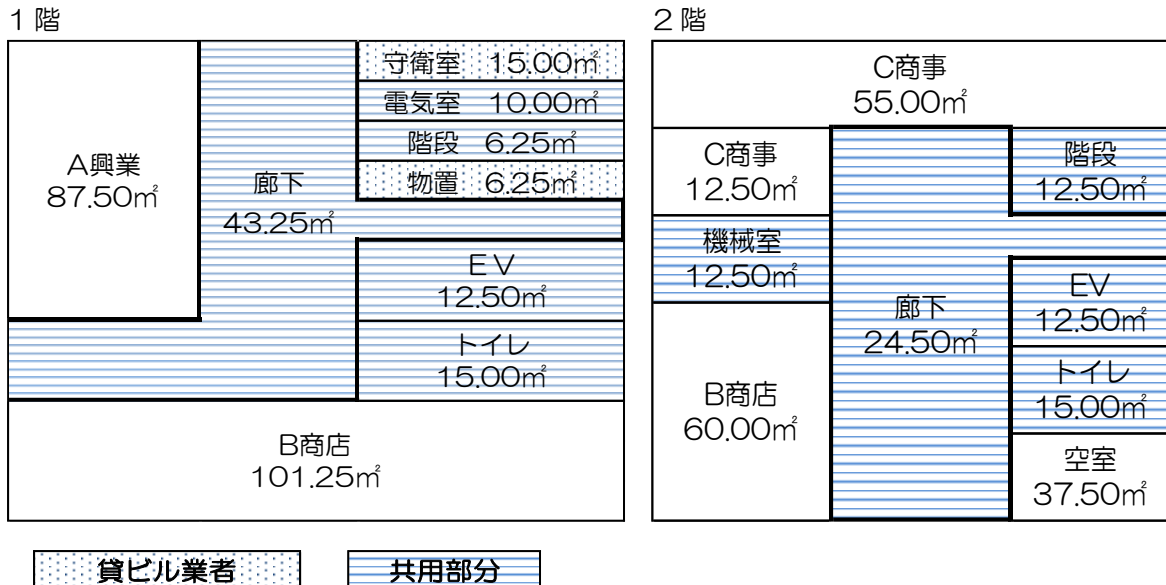
※ この申告書は、事業所等の新設、廃止又は異動のあった日から1月以内に提出してください。

事業所税 事業所等の新設・廃止・異動申告書の注意事項

- 住所又は本店所在地以外に申告書の送付を希望する場合に記載してください。
- 該当する区分に○印をつけてください。
- 建物内に他の入居者が入居し、共用部分がある場合は自己の使用面積に応じてあん分した面積を記載してください(計算方法はP9をご参照ください。)。他の使用者がない場合は合計床面積のみを記載してください。
- 前橋市内に所在する全ての事業所等及び従業者数の合計を記載してください。
- 特殊関係者につきましてはP22をご参照ください。

(8) 事業所税 事業所家屋の貸付け等申告書

事例 1 (共用部分の計算)



区分	1 階(m ²)	2 階(m ²)	合計(m ²)
A 興業	87.50	0.00	87.50
B 商店	101.25	60.00	161.25
C 商事	0.00	67.50	67.50
貸ビル業者	21.25	0.00	21.25
空室	0.00	37.50	37.50
共用床面積	87.00	77.00	164.00
合計	297.00	242.00	539.00

各事業所の共用床面積は、以下の式で求められます(100分の1m²未満は切り捨てます)。

$$\text{共用部分の床面積} = \text{建物全体の共用部分} \times \frac{\text{共用部分にかかる当該事業所の専用部分の床面積}}{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}}$$

上記の式に当てはめ共用床面積を算出し、事業所ごとの床面積を計算すると以下の表になります。

区分	専用床面積(m ²)	共用床面積(m ²)	合計(m ²)
A 興業	87.50	38.26	125.76
B 商店	161.25	70.52	231.77
C 商事	67.50	29.52	97.02
貸ビル業者	21.25	9.29	30.54
空室	37.50	16.40	53.90

次ページより、事例 1 に基づく事業所用家屋の貸付け等申告書の記載例を掲載しましたので、これを参考にして申告書を作成してください。

管理番号

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書			
<div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p>令和Y年7月16日 (宛先) 前橋市長</p>	申告者	住所又は所在地	群馬県前橋市C町3丁目3番地
		(フリガナ)	〇〇
		氏名又は名称	D 株式会社
		法人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		(フリガナ)	〇〇 〇〇
法人の代表者氏名	〇〇 〇〇	所属	電話番号(027-.....)
この申告に回答する者の氏名	経理部	△△ △△	
地方税法第701条の5第2項及び前橋市市税条例第125条の24第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。			
家屋の所在地	前橋市E町1丁目1番地	建物の名称	〇〇前橋ビル
用途	事務所	構造	鉄骨増
		階数	2階
① 延べ床面積 (②+③+④)	② 専用床面積 合計	③ 非課税となる 共用床面積	④ ③以外の共用 床面積
1 539.00	2 375.00	0.00	164.00
使用者の住所又は所在地	⑤貸付け等年月日	⑦専用床面積	⑧合計床面積 (⑦+⑧)
使用者の氏名又は名称	⑥貸付事由	⑧共用床面積	
前橋市E町1丁目1番地	令和 Y 年 7 月 1	4 87.50	
A興業 株式会社	貸付け・変更・解約	5 38.26	125.76
前橋市E町1丁目1番地	令和 Y 年 7 月 1	161.25	
B商店 株式会社	貸付け・変更・解約	70.52	231.77
高崎市A町2丁目2番地	令和 Y 年 7 月 15 日	67.50	
C商事 株式会社	貸付け・変更・解約	29.52	97.02
前橋市C町3丁目3番地	年 月 日	21.25	
D 株式会社	貸付け・変更・解約	9.29	30.54
	年 月 日	37.50	
空室	貸付け・変更・解約	16.40	53.90
	年 月 日		
	貸付け・変更・解約		

※1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書の注意事項

- 1 固定資産税の課税対象床面積と一致するかを確認してください。
- 2 各入居者が専用で使用している床面積の合計を記載してください。
- 3 使用者の明細を記載してください。続紙もございますので、そちらもあわせてご使用ください。
- 4 使用者へ建物を貸し付けた専用部分(建物の賃貸借契約書に記載される床面積等)を記載してください。
- 5 算出をしていただいた共用床面積を記載してください。

事例 2(駐車場の取扱い)

5F D社 (800.00㎡)			
4F C社 (540.00㎡)			
3F B社 (600.00㎡)	避難階段 (160.00㎡)	昇降機・廊下 (100.00㎡)	
2F A社②(600.00㎡)			
1F A社①(600.00㎡)			
給水用ポンプ室 (50.00㎡)	消防用ポンプ室 (50.00㎡)	駐車場 (900.00㎡)	

共用部分

※ 昇降機は建築基準法施行令第 112 条第 9 項に規定する昇降機であり、当該建物は特定防火対象物に該当するものとします

駐車場について、収用台数 50 台の駐車場であり、そのうちA社が 30 台分、B社が 5 台分、C社が 5 台分、D社が 10 台分をそれぞれ専用借りしています。

共用部分について、当該家屋は特定防火対象物に該当するため、消防用ポンプ室は全部が非課税となる消防用設備等に該当、避難階段は全部が非課税となる防災用設備等に該当、昇降機・廊下は 2 分の 1 が非課税となる防災用設備等に該当します。よって、共用部分で課税対象となるのは、給水用ポンプ室の 50.00 ㎡と、昇降機・廊下から非課税適用分を除いた 50.00 ㎡の計 100.00 ㎡です。

各事業所の共用床面積は、以下の式で求められます(100 分の 1 ㎡未満は切り捨てます)。

$$\text{共用部分の床面積} = \frac{\text{共用部分 (課税対象分)}}{\text{共用部分にかかる当該事業所の専用部分の床面積}} \times \frac{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}}{\text{共用部分にかかる専用部分の床面積の合計}}$$

また、駐車場部分は以下の式で算分をします(1 台あたりのスペースが概ね同一の場合です)。


$$\text{駐車場の使用面積} = \frac{\text{駐車場の総床面積}}{\text{テナントが専用借りしている台数}} \times \frac{\text{テナントが専用借りしている台数}}{\text{収用台数}}$$

以上の式で共用床面積及び駐車場の使用面積を算出し、事業所ごとの床面積を計算すると以下の表となります。

区分	専用床面積(㎡)	共用床面積(㎡)	駐車場の使用面積(㎡)	合計(㎡)
A社	1,200.00	38.21	540.00	1,778.21
B社	600.00	19.10	90.00	709.10
C社	540.00	17.19	90.00	647.19
D社	800.00	25.47	180.00	1,005.47
合計	3,140.00	99.97	900.00	4,139.97

次ページより、事例 2 に基づく事業所用家屋の貸付け等申告書の記載例を掲載しましたので、これを参考にして申告書を作成してください。

管理番号

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書			
 令和Y年7月15日 (宛先) 前橋市長	申告者	住所又は所在地	群馬県前橋市A町5丁目5番地
		(フリガナ) 氏名又は名称	〇〇 C 株式会社
		法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
		この申告に回答する者の氏名	所属 電話番号(027-.....) 経理部 △△ △△
地方税法第701条の5第2項及び前橋市市税条例第125条の24第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。			
家屋の所在地	前橋市A町5丁目5番地	建物の名称	〇〇A町ビル
用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート
		階数	5階
① 延べ床面積 (②+③+④)	② 専用床面積 合計	③ 非課税となる 共用床面積	④ ③以外の共用 床面積
4400.00 m ²	3140.00 m ²	1 260.00 m ²	100.00 m ²
使用者の住所又は所在地	⑤貸付け等年月日	⑦専用床面積	⑧合計床面積 (⑦+⑧)
使用者の氏名又は名称	⑥貸付け事由	⑧共用床面積	
前橋市A町5丁目5番地	令和 Y 年 7 月 1 日	1,200.00 m ²	
A 株式会社	貸付け・変更・解約	38.21 m ²	
(駐車場使用部分)	令和 Y 年 7 月 1 日	2 540.00 m ²	
	貸付け・変更・解約		1,778.21 m ²
前橋市A町5丁目5番地	令和 Y 年 7 月 15 日	600.00 m ²	
B 株式会社	貸付け・変更・解約	19.10 m ²	
(駐車場使用部分)	令和 Y 年 7 月 15 日	90.00 m ²	
	貸付け・変更・解約		709.10 m ²
前橋市A町5丁目5番地	年 月 日	800.00 m ²	
C 株式会社	貸付け・変更・解約	25.47 m ²	
(駐車場使用部分)	年 月 日	180.00 m ²	
	貸付け・変更・解約		1,005.47 m ²

※1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書の注意事項

- 1 建物が特定防火対象物である場合に、消防用設備等及び防災用設備等に該当し非課税となる共用床面積を記載してください。特定防火対象物の内容につきましてはP37、消防用設備等及び防災用設備等の内容につきましては、P39をご参照ください。
 - 2 別であん分計算をした駐車場の対象床面積を記載してください。
- ※ D社(続紙分)は省略しています。
 ※ その他書き方の注意事項は事例1の記載例をご覧ください。

事業所税についての詳しいことは
下記にお問合せください



事業所税の手引き ～令和5年度改訂版～

作成 令和5年12月

問合せ先 前橋市 財務部 市民税課 法人市民税係 事業所税担当

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL (直通) 027-898-5961

(代表) 027-224-1111 (内線 2961)

FAX 027-224-1321

市民税課メールアドレス

siminzei@city.maebashi.gunma.jp